

# 子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和3年12月15日（水）

午前10時01分～午後3時30分

場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	三階 道雄	副委員長	岸田 めぐみ
	委員	安齊 きみ子	委員	斎藤 せいや
	委員	大野 まさき	委員	遠藤 ちひろ

出席説明員	特定施設担当課長（兼） 複合文化施設改修担当課長	奥 空 武 夫		
	オリンピック・パラリンピック （兼）スポーツ振興担当部長	小 林 弘 宜	文化・生涯学習推進課長	古 谷 真 美
	文化施策担当課長	宮 崎 武		
	子ども青少年部長	本 多 剛 史	子育て支援課長	植 田 威 史
	子ども家庭支援センター長	角 谷 美喜子	児童青少年課長	石 山 正 弘
	子育て・若者政策担当課長	水 野 誠		
	公園緑地課長	長谷川 哲 哉		
	教育部長	鈴 木 恭 智	教育振興課長	加 藤 大 輔
	文化財・教育企画担当課長	齊 籐 義 照	図書館長	横 倉 妙 子
	中央図書館整備担当課長	萩 野 健太郎	学校支援課長	麻 生 孝 之

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 3陳情第12号 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情	採択すべきもの
2 第84号議案 多摩市立温水プールに係る指定管理者の指定について	可決すべきもの
3 第91号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4 第92号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 第93号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6 第94号議案 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の制定について	可決すべきもの
7 所管事務調査 GIGAスクール構想について	了承・継続調査
8 特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩市立市民活動・交流センター整備の進捗状況と今後の予定について	文化・生涯学習推進課
2 パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について	文化施策担当
3 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた多摩市立温水プールの運営について	スポーツ振興課
4 多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画の策定について	スポーツ振興課
5 駐日アイスランド大使館と多摩市との友好協力関係に関する覚書の締結について	オリンピック・パラリンピック推進室
6 東京2020大会 感動をありがとうイベント in TAMA の開催について	オリンピック・パラリンピック推進室
7 令和3年度第3回多摩市子ども・子育て会議の概要について ①多摩市子ども・子育て・若者プラン（第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画）の令和2年度推進状況について	子育て・若者政策担当
8 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援課
9 令和4年度保育所等入所申請について	子育て支援課
10 令和4年度学童クラブ入所申請について	児童青少年課

11	令和4年多摩市成人式について	児童青少年課
12	令和3年度児童虐待防止啓発活動の経過報告について	子ども家庭支援センター
13	パルテノン多摩4階子どものエリア事業の進捗状況等について	子ども家庭支援センター
14	学校大規模改修工事の改修内容とスケジュールについて	教育振興課
15	令和3年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書について	教育振興課
16	多摩市立多摩ふるさと資料館整備の進捗状況と今後の予定について	教育振興課
17	都指定史跡用地に関する申し出について	教育振興課
18	多摩中央公園改修整備・運営事業の事業者決定と今後のスケジュールについて	行政管理課 公園緑地課 教育振興課
19	多摩市就学援助費補助要綱（平成3年多摩市告示第128号）の一部改正について	学校支援課
20	多摩市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成18年多摩市告示第96号）の一部改正について	学校支援課
21	「多摩市デジタルアーカイブ」新しいコンテンツの公開について	図書館
22	多摩市立中央図書館建設工事の進捗状況について	特定施設担当 図書館
23	新たな中央図書館の開館時間に関するアンケート調査の結果について	図書館

午前10時01分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

それでは日程第1、3陳情第12号 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げます。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったら、その旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。

また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言をしてほしい。

それでは、お名前をおっしゃってからご発言してほしい。

陳情者(大石欣也氏) 皆様、おはよう。多摩市聴覚障害者協会、大石欣也と申す。どうぞよろしくお願いします。

今回のデフリンピックの東京招致についての意見書は、東京都に対して、意見書を出していただくと、お願いしたい陳情である。まず、デフリンピックというのは、聾者のスポーツの大きなイベントである。国際的なスポーツイベントである。これが2025年に100年目を迎える。その記念すべき大変大きな大会のイベント、非常に大切なイベントについて、日本で開催したいというお願いである。

なぜかと申すと、日本は聴覚障がい者に対する理解というのが、まだまだ足りないという部分、それから手話に関する理解もまだ不足している。私たちの苦しい思いもまだまだ解決していないというのが現状である。でも、社会は今大きく変わりつつあるその時期である。

2025年に、デフリンピックを開催することは私たちの夢であり、本当に望むところである。やはりこれからの子どもたち、聾、難聴、聞こえないその子どもたちみんなに対しても夢を持ってほしい、そういう夢を持ってほしいという大会でもあると思っている。

私たちとしてはいろいろな面で話があるが、アピールを手話について、聾者についてアピールができる。そしてまた一番大切なことは、私たちも頑張れるということである。頑張る社会を求めていくみんなにアピールをしたいというイベントでもある。どうぞご理解をいただきたいと思う。

今日は、東京都に対して、東京都はなかなかこのデフリンピックの招致についていま一つ、うんと言ってくれない。いや、とんでもない、きちんと私たちはそういうことは困る、やはり私たちのそういう場をつくってほしいという強い思いを持っている。私たちは一生懸命活動もしている、資金をつくる活動もしている。デフリンピック2025をぜひ開催したいという強い思いを持って聾者みんなで頑張っている。それを東京都に意見書をこの議会から出していただければと思っている。

私の発言は以上である。

三階委員長 以上で、市民発言を終わる。

本件の陳情内容について現在、市の状況や考え方など、市側から説明があればお願いします。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、ただいま陳情者からもご説明あったが、デフリンピックに対する説明と、それから、市の対応等についてご説明いたしたいと思う。

先ほどのご説明でもあったが、デフリンピックであるが、4年に一度、世界規模で行われる聴覚障がいの方のための総合スポーツ競技大会である。国際ろう者スポーツ委員会が主催するスポーツ大会で、障がい者のスポーツの国際競技大会としては、歴史が最も長いものである。夏の大会と冬の大会があり、夏の大会については1924年にフランスのパリで、冬の大会は1949年にオーストリアのゼーフェルトにおいて始まっている。

オリンピックという名称については、IOCがこの使用許諾の権利を持っているが、そのIOCが認める国際大会としては、今年開催されたパラリ

ンピックのほか、このデフリンピックとスペシャルオリンピックがある。デフリンピックの「デフ」とは聾者、耳の不自由な方のことを示す言葉である。それとオリンピックをつなげた造語となっている。

運営上の特徴としては、障がい当事者である聾者自身が運営する聾者のための国際的スポーツ大会で、参加者が国際手話によるコミュニケーションで友好を深めるといった特徴があると、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会の説明によるとそのような説明がある。

近年の開催状況であるが、夏の大会では、第22回大会が2013年にブルガリアのソフィアで70か国、2,879人の選手が参加。第23回は、2017年、トルコのサムスンにおいて100か国、3,148人が、そして、第24回は本来だったら今年12月に開催される場所だったが、ブラジル、カシヤドスルというところで開催される場所だったが、延期されて、来年の5月に開催されるということになっている。

なお、これはオリンピックと同じように新型コロナの影響を受けての延期となっている。冬の大会については、第18回が2015年にロシアで、27か国、340人、第19回が2019年イタリアで32か国、461人ということで、参加国、それから参加者もふえている状況にある。

日本への招致の動きとしては、一般財団法人全日本ろうあ連盟が招致に向けた取り組みを進めている。デフリンピック準備室を2020年10月24日に開設し、その後、今年の12月に国際連盟での総会で立候補の表明するという予定になっていた。

この11月の末に、国際連盟の臨時総会が開かれていて、そこで日本からは2025年デフリンピック招致についての報告が行われ、各国から日本開催についての大きな期待があったということが全日本ろうあ連盟の情報、ホームページにも掲載されていたところである。都内の自治体の状況であるが、デフリンピックの東京招致を求める意見書を可決した自治体としては、港区と北区の議会が提出の決定をされている。また現在、都内の多くの自治体に、請願、陳情が提出されているところである。

市の取り組みとしては、来年の1月22日に公民館の市民企画講座ということで、「デフリンピックを知ってみよう」というタイトルで、関戸公民

館で全日本ろうあ連盟理事の方をお招きして講座を開催する予定である。

また、3月6日日曜日になるが、総合福祉センター、二幸・NSP健幸福祉プラザ、こちらの多目的ホールなどを使って、デフリンピックフェスティバルが開催することについて、今、連盟の皆さんが準備を進められている。市としては講演などをして、告知活動などの協力、それから会場の提供などができればと考えているところである。

説明は以上である。

三階委員長        これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

大野委員         仮に東京開催ということになるようであれば、本市としては、どういった活動というのが出てくるというのがあるのだろうか。何か概要とかがもしあれば教えていただけたらと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長    まだ2025年の開催が決定している状態ではない。来年の5月に、国際機関、委員会で会場を決定するということになるかと思う。またその決定を受けて、決定を受ければ、どのような形での大会を運営するかという具体的なところがわかってくるかと思う。運営のあり方、それから競技会場がどこになるか、いろいろ市としての関わり方は出てくるかとは思うが、一つは、聴覚障がい者の方たちのスポーツ活動の紹介、それから、活動の機会をどのようにふやしていくか、それについては、検討していかなければならないかと考えている。

安斉委員         今、小林部長のほうから、市としてのお考えも伺った。それでももう少し突っ込んでというか、スケジュール的にも今度の1月22日と、それからまた、少し時期ずらして3月か、フェスティバルみたいな形でというお話もあったが、私は市民に対する、先ほども陳情者から意見があったが、やはり知られていない。正直私も大石さんからデフリンピックの存在を教えていただいたのは、健康福祉常任委員会で働いていたとき、六、七年前ぐらいになるが、今回初めて聞いてみて、デフリンピックの歴史とか競技のやり方、また、競技中は補聴器などを外して競技に参加することとか、それから先ほどもお話があった国際共通の手話を使って、この競技中はやるということなど、知られてないことが多摩市民の中にもたくさんあると思う。

なので今会場の提供とか、そういうふうなところで、いわゆる市としては

講演という形を取るとお話になられたが、市民の皆さんにもう少しこのデフリンピックのことを知らせていくというところで、少しお力を出していただくということはお考えでないのかどうか、その辺りを伺いたいと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 様々な方がスポーツに接する機会をつくっていくということは大変重要なことかと思う。今年開催されたパラリンピック、こちらは主に身体障がいの方になるが、それ以外にもデフリンピックの聴覚障がいの方、それから、スペシャルオリンピックについては、知的障がいの方の大会となっている。様々な方がスポーツを楽しめる、それから様々な人たちに応じた国際大会があるということについては、機会を通じて紹介できる機会があったら紹介していきたいと思う。

安斉委員 口語詩を使うとか、それからこういう催しがあるようなことを積極的にお知らせしていくということをぜひ取り組んでいただきたいということをお願いして終わる。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

安斉委員 3陳情第12号 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情について、採択の立場から討論する。

コロナ禍の中でのオリンピック・パラリンピックの開催には日本共産党は反対した。2025年開催の東京でデフリンピック開催の要望については、コロナ感染症が収まっていることを念じて開催には賛成をする。今回の陳情で、デフリンピックの夏季大会が1924年、冬季大会が1949年とパラリンピックよりも歴史があること、また、聴覚障がいがあるがゆえの工夫があること、そしてコミュニケーションのための国際共通手話を活用することなど、世間的にはまだまだ知られてないことが多いと思った。

こうしたことを広く知ってもらい、競技を楽しめるよう多摩市としても力を入れるべきだと考える。開催意義として、社会への手話言語における意識向上も望むところである。東京での開催はオリンピック・パラリンピックの後であり、様々な施設の活用も容易であることから、本陳情については賛

成である。

三階委員長

ほかに意見討論はないか。

岸田委員

3陳情第12号 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情について、採択の立場での意見討論をする。

陳情者はデフリンピックを2025年東京開催で求めている。この2025年より一つ前のデフリンピックは、先ほど市から説明があったとおり、本年12月ブラジルで開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で来年5月に延期されることとなった。

この新型コロナウイルス感染症流行の影響は、コロナショックと呼ばれ、経済的損失も大きく、所得や雇用面にも波及するなど様々なところに広がっている。そして社会の中で流行以前より進んでいた分断や孤立、排除についても顕在化された。排除される人や孤立化する人が増大する社会では生きにくい人がふえている。日常から障がいの有無だけではなく、多様な人が共に生きていく社会の構築が重要だということを改めて感じたことと思う。

デフリンピックは先ほど説明があったとおり、コミュニケーションの全てを手話、国際手話により行われる。日本には日本手話があるが、日本手話は日本語と違い、文法も全く違う意思伝達手段である。聴覚障がいの方は、日本語とは異なる言語である手話を使い、コミュニケーションを取るために、今も気軽に病院に行くこともできないなど、社会の中で時に大変さを抱えながら生活をしている。デフリンピックが東京で開催されることにより、手話への理解も深まり、コミュニケーションの壁を乗り越えていく、また、オリンピックと同じルールの中で、競技スタートの音や審判の声による合図を視覚的に工夫されることを見ることにより、聴覚障がいへの理解が深まると私たち会派では考えている。

陳情にも書いてある聴覚障がいの方も、そしてこの「も」の中には市民も含まれると思うが、市民にとってもデフリンピックの開催が聴覚障がいの社会参加を一段と進め、さらなる共生社会構築に寄与することに努力していく機会となるよう、単にスポーツの祭典を企画するだけでなく、共生社会や差別解消に関する取り組みを同時に進めていくイベントを目指してほしいと言いついて、採択の立場での意見討論とする。

三階委員長 ほかに意見討論はないか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって討論を終了する。  
ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名。  
よって、これにより3陳情第12号 デフリンピック東京開催を求める  
意見書の提出に関する陳情を挙手により、採決する。  
本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。  
(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本件は採択すべきものと決した。  
ただいま採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出をすること  
を求める内容のため、委員会として本会議に意見書案を提出したいと思  
う。  
この際暫時休憩する。

午前10時21分 休憩

---

午前10時28分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。  
先ほど確認した内容をもとに提出することで、委員長一任とさせていただ  
いてよろしいか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、よろしく願います。  
日程第2、第84号議案 多摩市立温水プールに係る指定管理者の指定  
についてを議題とする。  
これより市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 ただいま議案となってい  
る第84号議案は、令和4年4月からの多摩市立温水プールの管理運営に  
ついて、指定管理者制度の継続に当たり、地方自治法第244条の2第6項  
の規定により、二幸産業・NSPグループを指定管理者に指定するため提案  
するものである。

選定に当たっては公募を行い、応募団体の申請書類及びプレゼンテーシ

ョンの内容を、多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会にて審査した。なお、本指定管理の指定に当たっては、施設の特性上、総合福祉センターと一体で指定しており、総合福祉センターの指定については、健康福祉常任委員会においてご審議いただいている。

それでは、資料に基づき説明する。まず、資料1点目である。

これまでの経緯であるが、7月から公募を行い、8月に候補者選定委員会が申請書類及びプレゼンを審査した。審査結果報告書をもとに、選定審査会が予定候補者を決定したところである。

10月に条例第6条第1項に基づき、情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問をし、11月に仮協定を締結したところである。仮協定書は資料として添付しているとおりである。

次に、2点目、候補者についてである。候補者は先ほども申し上げたように二幸産業・NSPグループである。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年とする。

今後の予定だが、議会の議決をいただいたら、12月中に、指定管理者の指定の公表、年をまたいで1月に本協定の締結、2月にたま広報にて、次期指定管理者を公表し、4月から指定管理者による業務を開始するところである。

説明は以上である。

三階委員長            これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

遠藤委員            1点だけだが、基本協定を拝見していたが、前回のこの仮協定、また基本協定と比較して、大きな変更点というのはどこかちょっとよくわかりにくかったが、何かあれば伺う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長    現在の指定管理については、今年度令和3年度の1年間ということになっているが、基本的に基本協定の内容については、大きな変更は行ってはいない。

遠藤委員            大きな、小さなというのは少し難しいが、要するに変更なしということか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長    大きな内容について変更

はないが、実施する事業内容については、指定管理者からの提案に基づいた内容に変わっているところがある。

遠藤委員           具体的に伺う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長   お時間いただいて申しわけなかった。仮協定の段階では大きな変更はないが、本協定の中では、先ほども申し上げたように提案を受けた内容で、変更していくというところで調整を進めていく。

提案いただいていた内容の中では、一つとしては、フレイル対策に対応した事業展開をしていく。それから、デジタルデバイドを解消する事業などを展開したい、それから、総合福祉センターと温水プールの連携を進めていきたいということが提案されているところである。

大野委員           基本協定条項を見させていただいて、第8条に、グループによる本業務の実施というのがあるが、今回、結局この協定の甲乙、乙の側がグループということになっているので、何かもうグループとやるのは、わかっていることなのに、ここであえて「グループによる」という言葉を入れて、こういう条項をつくる何か意義というか、その意味というのは何かあるのか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長   ご質問いただいたのは、仮協定書の基本協定事項の第8条ということで、資料のページを申し上げると3ページ目、資料についているページ数で言うと2ページ目になるが、こちらの第8条の規定であるが、今回のこの基本協定事項についても、協定を取り交わす際に、市とそれから先方との間で取り交わすものになっている。なのでこれはグループがあったからと、最初からグループを想定して第8条をつくっているものではなく、相手方が決まってからその内容を決めて、両者で決定していくので、それに基づいて、この第8条の規定が設けられているというところである。

大野委員           初めからというよりも、相手がグループとわかっているから、それであえてなぜここでグループが入るのだろうと思ったわけだが、多分今のご説明だと、逆にグループが相手だから、きちんとこういうグループということもうたって丁寧にということなのかと受け止めたので、もしそれで異論がなければそれでいいかと思うが、何かあればおっしゃってほしい。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 委員ご指摘のとおりである。

安斉委員 まず、この1団体の応募に終わったというその背景を伺いたいと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 今回の応募に当たって、9月の協議会にもご報告させていただいたが、応募団体は1団体であったということである。その1団体であったということで考えられることは、新型コロナウイルス感染症の状況がどのようになるか、なかなか見通せない中で5年間に及ぶ事業計画、それに基づいて応募することが難しいと判断されたものと考えている。

安斉委員 コロナ禍のこともあってやむなしだったのかなと思った。この二幸産業・NSPグループか、これはたしか継続してもう14年間か、この任務に就いていただいていると思うが、選定委員会とか第三者評価委員会からもいろいろ指摘があるが、そういった評価を含めて、非常に評価される点、それからまた、改善を求められている点などがあつたら、それについて大ざっぱでよろしいが、伺いたいと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 今回の選定に当たって、委員会から評価をいただいているところである。その中で、高く評価されていた一つの部分では温水プールの管理運営で、利用者が時期によって異なってくるわけだが、それに応じたきめ細かな人員体制の配置をしているということで、安全確保に十分努めているという点が高く評価されたところもある。

また、一方で、委員会からは、提案された内容等についてご質問などもあり、1社のみのお応募であったこともあるので、市においては継続して、その取り組みが行われるよう、モニタリングをするようにというご意見もいただいたところである。

安斉委員 今回は指定期間が令和4年から令和9年の5か年ということで、これが原則なのかと思うわけだが、今年はこの1年という指定になったわけなのだが、例えばこれからまたコロナが非常に広がっていくということになった場合に、そうしたときの対応というのはこの指定期間にも影響するのかなど、その辺りを伺いたいと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 今年度、令和3年度の指定期間が1年であったということは、本来であればこの令和3年度からの5年間というところを予定していた。しかしながら、昨年募集した状況においては、やはりこのコロナの影響がどのような影響になるか見通せない中で、5年間の指定期間というものを設定することは難しいだろうということを考えて、令和3年度については、1年のみということで行っているところである。この令和4年度からの期間については、5年間の期間ということ考えているので、期間について、今のところ現時点では変更等を考えているところではない。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第84号議案 多摩市立温水プールに係る指定管理者の指定についてを挙手により採決する。

本案は、可決するべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて、日程第3、第91号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 よろしく願います。ただいま議題となっている第91号議案である。

こちらについては、議案書としては、資料として17ページ、それと新旧対照表も資料としてつけている。これは7ページにある。

この内容については、令和3年9月になるが、新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ、園児や園で働く方々を守ることを目的として、認可保育所に通う

保護者に対し、登園自粛要請を行った。

その結果、登園者の数は減ったが、一方で、園で行っている一時保育事業並びに定期利用保育事業の利用者にもその影響が及んだ。この事業についてはそれぞれの契約者数、また、利用者数に応じた形で市から補助金が支給される。また、利用者の負担でもあるということで、そういった形で成り立っている事業である。保育園は契約者が全員利用するという想定で、保育士の配置を行っているので、利用者の減少は直接に保育園側の収支に影響を与える。

そうしたことから、利用者の減少を補う補助金を支給して、園の経営を安定させ、また、保育事業の負担軽減を図ることを目的として、必要な条例改正を行うものである。

詳細については、植田子育て支援課長のほうからご説明をさせていただく。

植田子育て支援課長 資料のほうは、新旧対照表ということになっている。

詳細な内容についてだが、今回認可保育所等の一時的保育事業及び定期利用保育事業に係る補助金、こちらについて、新型コロナウイルスの影響により、市が登園自粛要請を行った期間における算定方法、こちらの特例をするために条例改正を行うものである。

新型コロナウイルスの感染再拡大に伴って、園児や園で働く職員を守るために、令和3年9月において今回登園自粛要請を行ったところである。その結果、一時的保育事業及び定期利用保育事業について、利用者が減少した。

しかし、両事業については完全休業とはせず、保育が必要な家庭についてはいつでも保育を提供できる体制の維持を要請し、自粛期間中も保育が必要な児童を受け入れる体制を取りながら、保育サービスの提供に努めてきたところである。

本事業に対する子ども・子育て支援交付金の取扱いにのっとり、特例として、この登園自粛要請によって減少した利用実績から、過去の実績や登園自粛要請終了後の実績、契約者数をもとに、算出する方法へ変更することによって、保育事業者の負担軽減を図るものである。

具体的には、改正の新旧対照表をちょっとご覧いただければと思う。改正前のアンダーラインを引いてあるところをご覧いただければと思うが、こちらがこれまで令和2年4月から同年6月までの間として、期間を限定していたものを改正後のほうは、「市長が認める期間において」ということで、今後も同様なことがあった場合に、柔軟に対応ができるように今回改正を図るものである。

説明は以上になる。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

安斉委員 確認したいが、この改正前の令和2年4月から6月までの間における補助金、市長が認めるときとあるわけだが、これはまさしく4月から6月の3か月だけだったかということと、その財源、一体どこからそのお金が出たのかということをもっと伺いたいと思う。

植田子育て支援課長 前は期間を定めてというところで行ったところである。今回、今のところなのだが、今年度は9月1か月を登園自粛要請をした。これからも、なくはないだろうということもあって、市長が認める期間と定めたものであるが、先ほど財源というお話があった。こちらのほうは、施設類型ごとにどういう制度を使っているかによって細かくわかれてしまうが、認可保育所の場合、一時保育、定期利用保育の事業補助という形で、民間保育所補助事業というのがあるが、こちらのほうが国、都、市、で3分の1ずつの負担になっている。

そのほかに東京都の保育サービス推進事業補助金という形で、社会福祉法人の場合は、都からの直接の補助で、学校法人ということの場合は、市を通して、都からの10分の10の補助というのが財源として充てられる。

そしてまた認定こども園の場合は、一時保育、定期利用保育のところと同様に国、都、市が3分の1ずつの補助ということと、あともう一つ、保育サービス推進事業補助金、こちらのほうが市を通して、都から10分の10という形で、補助が下りるということで、こちらのほうが財源となっている。

安斉委員 私は実は令和2年の4月から6月までの間の、この期間の財源はどうだったのかということをもっと伺いたわけである。そのことについてお答えいただきたいと思う。それとその後、今度は改正後のお金のつけ方だな

ということにはわかった。

その中で、9月1か月分を支給されたところとは聞いているが、9月1か月分だけなのか、それとも例えば令和2年の4月から6月までは支給されたが、それからあとの分は支給されなかったわけだが、その間の問題、それから、これからの問題について支給期間を市長が認めたときとお話になったが、どのように設定されるのか、そこを伺いたいと思う。

植田子育て支援課長 財源に関しては、前回行った登園自粛期間の令和2年の4月から6月の3か月間と同様である。今回の9月の自粛要請期間というところで行った1か月分というのは、今、我々のほうで10月分も実績として見直しをして、計算をしているというところであって、あくまでこちらのほうは新型コロナウイルスの感染拡大、こちらのほうを防止するという意味で、我々のほうが社会情勢を踏まえて登園自粛要請、こちらをかけた期間ということで想定をしているところである。

安斉委員 かけた期間ということで9月、いわゆる自粛要請をかけられたと、たしかその時期だったと思う。だから、そのときの分をされたということで、ところが、今現在も私、昨日電話、メールで聞いてみたが、今は少し下火になってきたではないか。それで少しは定期利用とか一時保育を利用する人はふえてはいるが、コロナが発生する前の時期と比べればまだ半分行くか行かないかというわけである。

そういう中で、先ほどのお金の出し方としては、いわゆる契約者数とか利用者数に応じて出るわけなのだが、一応保育園としては、受け止められる最大限のところまで職員の配置、だから保育士さん常勤1人だけではなくてパートさんも入れなくてはいけないわけである。そういう中で困っているというそこに対して、今度のこの制度がきちんとフィットするのかどうかそこを伺いたいと思う。

植田子育て支援課長 例えばなのだが、一時保育の場合は、この9月というところに関して申し上げると、8月までの月平均と比較して、トータル56.4%という形で登園というか、そういった比率が出ている。

そういった中ではしっかりと我々のほうとしても、9月は今回感染拡大等もあったというところで、登園自粛を行って、体制のほうをしっかりと維

持していただいたというところが、一定程度保育所のほうにも理解をいただいているというところである。

今後やはり定期利用を控えたりというところはあるが、我々のほうでも一定程度自粛要請ということをかけた中での対応ということで進めていきたいと思っている。

安齊委員 現場の声はなかなか悲痛である。私はこの条例がまずできたこと、これは評価してよいと思うわけだが、その対応が、いわゆる市から自粛要請をするという、そのときだけとなるのか、それとも経年、この1年間を通してみても、利用者数が減っているわけだから、そこに対するこの手だてというものはお考えにならない。この条例ではそこまではいかないかもしれないが、その背景にあるお金のつけ方として考えられるのか、そこはもう1回確認したいと思っている。

植田子育て支援課長 繰り返しになるが、基本的には登園自粛要請、こちらのほうをかけた期間として、我々のほうは考えている。ただ委員おっしゃるように、どういった状況になるのかというところもあるし、そういった意味で、柔軟にそういった市長が認める期間として、条例のほうをちょっと改正させていただくということも含めて、今後また状況なんかも含めて、園長会、そういったところと協議をしていきながら、必要に応じて対応できればというところで考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

安齊委員 第91号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決の立場から討論する。

コロナ感染症拡大に伴い、自主的に保育の定期利用や一時保育の利用者が減少した。しかし、今、コロナが少し落ち着きを見せるという中であっても、利用する人はふえてはいるものの、半分にも達していないと聞いている。

そもそも、この事業、市が自粛要請したときにという範疇だが、もともと

の事業としては、いわゆる市の要請で一時的に利用が必要な方、それからある意味、待機児対策として、定期利用ということが行ってきたわけだから、そうであるならば、本当にその最小の契約者数とか利用者数に応じた、そのための職員配置について、それに見合う運営費の補助をすべきだと思っている。

市長が認めた場合にということで、今度の条例の中で、期間を限定せずに定めるとなったので、柔軟な対応を図っていただいて、現場の悲痛な声にしっかりと応えていただきたいということを申し上げて、可決とする。

三階委員長 ほかに意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名。

よって、これより第91号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次、日程第4、第92号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、第92号議案である。資料としては、議案書と新旧対照表をつけている。

本議案については、国の省令改正によって、これもまた国のものになるが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が同じく改正がされた。この国の基準の改正によって、本市の条例である、今議題となっている条例の一部改正を行うというものである。

内容としては、家庭的保育事業者、具体的には家庭的保育事業と小規模保育事業、事業所内保育事業者などにおけるそれぞれの園におく諸記録の作成、保存等に関する基準、これが緩和をされたということを踏まえて、本市

の条例の一部改正を行うものである。

詳細については、植田子育て支援課長のほうからご説明をさせていただきます。

植田子育て支援課長 新旧対照のほうをご覧くださいければと思う。若干の文言修正と先ほど本多子ども青少年部長から話のあった電磁的記録等というところを改正後のところで追加をしているところである。

こちらのほうは、厚生労働省令において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正された。そこで本事案の当該条例の引用をしている当該箇所の一部改正を行うものである。

こちらについては、家庭的保育事業において、記録や作成等が必要なもののうち、書面で行うことが規定されている、または想定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとするというものを付け加えているところである。

電磁的記録というところで、具体的にどういったものかというところでは、職員の出勤簿や財産取得の管理簿や収支の出納簿、そして、登園乳幼児の処遇の状況とか、こういったところを電磁的記録ということで、記録することができるものになっているというところになる。

説明は以上である。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

安斉委員 家庭的保育事業についてのお話だったが、私は、以前保育ママ制度という制度だったと思う。それから東京都のこの家庭的保育事業に移行した際にも、人との間の事務手続とか記録などは、いわゆるパソコンを使って、市側ともやり取りしていた経緯があったと思うが、今の実態、先ほど電磁的記録ということで幾つかあったが、それは既にパソコン等を使った形、ペーパーに頼らない、そういう形でやられているのではないかと思うが、その確認だけしたいと思う。

植田子育て支援課長 おっしゃるとおり、現場のほうではパソコン等を利用して、いろいろな媒体に記録をしたりというところがあるかと私のほうも把握しているところである。

今回、ICTが進化した中で、国のほうからもしっかりとその辺のところ



いただく。

植田子育て支援課長 新旧対照表のほうをご覧いただければと思う。

今回のこちらの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の改正については、先ほどと内容は同様になるが、こちらに基づいている法令というのは、子ども・子育て支援法に基づいているもの、国のほうは内閣府令において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正された。そこで、当該条例で引用している当該箇所の一部改正を行うものである。

同様に、記録や作成等が必要なもののうち、書面で行うことが規定されている、または想定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができるということにするものになっている。

説明は以上である。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

安齊委員 いわゆるこうした文書類、ペーパーであっても個人情報の扱いとかは非常に慎重であるべきだと思うが、この電磁記録についても個人情報の流出防止だとか、それから管理責任者など、いろいろとその電磁記録であるがゆえのルールづくりが必要ではないかと思うが、今後の課題だと思うが、その辺りについての見解をいただきたいと思う。

植田子育て支援課長 電磁的記録ができることになったということに伴って、確かに個人情報という意味ではしっかりと保護をしていく必要があるということはあるかと思う。それで例規のほうでも、整備のチェックシートというところが示されていて、こういった場合にしっかりと個人記録、電磁的などところについてはどういった対応をしなければいけないというところの概要が示されていて、そういったものを保育事業所のほうとも共有をしながら、対応のほうを進めていきたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 先ほどの第92号議案もそうだったと思うが、現場の状況によろやく法のほうが追いついてきたといったものだと思うが、直接はこの条例とは関係ないが、今、園のほうでは、様々な形で園からのお知らせであったりとか

出欠とか利用の予約だったりとかいうのを例えばアプリなどを入れて、それによって保護者の便利さと、また、園での事務処理の効率化につながっているとは思っている。

大多数の保護者の方は、それによって便利さを享受していると思うが、やはり見ていると、全ての方がそういったものに対応できないという状況もある中で、今後そういったのが進む中、対応できていけないご家庭だったりとかいうところに対して、市はどういうふうな支援というか、この事業者に対してどういった助けというか、そういったものも必要だと思うが、その点について伺いたいと思う。

植田子育て支援課長 とても大事な視点かと思っている。特に園のほうでは、多くのところがスマートフォンとか、そういったアプリを利用して、入所者の出席だとかそういったところを管理したり、あるいは保護者の方と共有したりというところはやっているかと思う。しかしながら、そういったスマートフォンとかデジタル媒体を持たない方とか、なかなか使用に困難を抱えている方とかいらっしやると思う。

そういった方についてはしっかりとそれぞれの事業所の園長のほうが、サポートをして対応しているというところは今のところ伺っているところであるので、しっかりとそういったところは、今後も引き続き行っていきたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第93号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、第94号議案 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の制定についてをお願いします。

資料としては、子ども教育のフォルダの中に案件の6番として資料をおつけしている。そちらを見ながらということで後ほどご説明させていただく。

今回の改正の趣旨であるが、本議案については、子ども・若者が抱える社会的な問題が深刻化している状況を受けて、子ども・若者への切れ目のない支援、それと、まちづくりに参画し、活躍できる環境を整え、全ての子ども・若者が将来にわたり希望を持ち、成長することのできるまちの実現を目的として条例を制定するものである。

なお、条例の制定に当たっては、学識経験者や関係団体、公募市民を委員とする多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会を設置し、検討を進めてきた。

その委員会案をもとに素案を決定して、その後パブリックコメントの実施、また、子ども・若者の意見を収集するために、子どもヒアリング、子ども・若者オンラインワークショップ、アンケートを実施し、子ども・若者に条例の目的についての共有を図って条例の制定に至ったということである。

条例の内容の説明については、水野子育て・若者政策担当課長からご説明させていただきます。

水野子育て・若者政策担当課長 よろしくをお願いします。

私からは条例制定に至る背景をご説明したい。

子ども・若者が抱える社会的な問題、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ニートなどが深刻化している状況を受け、国は子ども・若者育成支援法及びこれを推進するための大綱として子ども・若者ビジョン、子供・若者育成支援推進大綱を制定した。

本市では市長所信表明、平成30年6月にて条例策定も含めた子ども・若

者の支援体制づくりを表明し、その後設置した子ども・若者に関する施策検討懇談会からは「子ども・若者育成支援のための条例制定を推進すべき」との報告を受けたところである。

第五次総合計画第3期基本計画では、懇談会からの報告を踏まえ、子ども・若者の自立に向けた支援のための仕組みづくりに取り組むとしており、子育て・若者支援推進本部にて条例を制定することについて承認し、条例検討を開始したところである。

この条例の概要を簡単にご説明させていただく。

まず、こちらの条例は、子ども・若者を一体として対象としているところが特徴となっている。

対象とする子ども・若者の範囲はおおむね30歳代までの市民としている。

次に掲げる基本理念に基づき子ども・若者の支援と活躍を推進することとしている。

1つ目は、子ども・若者の権利の保障、次に切れ目のない支援を受けられる環境の整備、次に意見表明、まちづくり参画機会の保障、子ども・若者を含め様々な主体による相互協力・相互支援の関係の構築をうたっている。

また、権利の部分については、子どもの権利条約の4つの権利、生きる、育つ、守られる、参加する権利をうたいつつ、多摩市オリジナルとして挑戦を後押しされながら成長する権利を盛り込んだところである。

文体については、子ども・若者当事者の皆様にわかりやすいようにですます調を基調としているところである。

次に、条例検討の経緯を簡単にご紹介させていただく。

令和2年6月29日に庁内での検討委員会を立ち上げた。その後コロナの発生で若干遅れたが、令和2年9月には外部による条例検討委員会を設置し、検討を始めたところである。

令和2年度での取り組みとして、令和2年12月に当事者である子どもから意見を聞く子どもヒアリング、また、若者から意見を聞く若者オンラインワークショップを開催したところである。

その後検討を重ね、令和3年6月には検討委員会から条例素案の報告を

受けたところである。それを受けて令和3年7月には庁内で素案の決定を行い、令和3年8月からパブリックコメントを実施した。パブリックコメントは8月5日から9月5日の30日間で実施したところである。

その8月中であったが、パブリックコメントと並行して素案に対する意見収集ということで子ども・若者オンラインワークショップを開催し、また、8月11日には子ども教育常任委員会にも勉強会という形でご報告をさせていただいたところである。

また、このオンラインワークショップを補強する形で8月下旬には条例素案についてのアンケートも実施させていただき、8月下旬には小学校・中学校の校長定例会にて素案の説明をしたところである。

そのパブリックコメントを受けて、条例の原案についてまず9月に庁内の委員会にて検討した。続いて、令和3年10月には外部の検討委員会にて原案の確認をしたところである。

令和3年10月19日には庁内で原案の決定を行い、令和3年10月25日には教育委員会の協議会でも原案のご説明をさせていただいた。令和3年11月2日に経営会議にて原案の決定をさせていただき、また、11月4日には再度原案についてのご説明を子ども教育常任委員会でもさせていただいた。

そして、本日、令和3年12月の子ども教育常任委員会にこの条例を上程したという経緯である。

それでは、資料に沿って簡単にご説明する。

サイドボックス案件6の資料をお開きいただいて、まず1ページ目である。こちら条例の形というところでは、1ページの下、目次である。まず前文があって、第1条、目的から第11条の委任という形の構成となっている。

詳細の中身については省略させていただいて、最後の14ページをお開きください。こちらに条例全体のイメージ図を書かせていただいた。

まず第1条で目的を書かせていただいている。第2条で定義、第3条に四つの基本理念、第4条で子ども・若者の権利をうたって、第5条、第6条では市民と市の役割、その下に子ども・若者計画とか推進体制を第9条、第

10条でうたっているところである。一番下の第7条、第8条についてはアクションの部分で、切れ目のない支援のための仕組みづくり、また、まちづくり参画・活躍のための環境づくりをうたっているところである。

簡単であるが、説明は以上である。よろしく願います。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

大野委員 私どもに対しても2回勉強会があって、そこでのやり取りもあったのだと思うが、正式な委員会の中では今日ということもあるので、重複するところがあるかもしれないが、それも踏まえてということで聞いていきたい。

まず一番大きいのは、今回基本理念の中で、やはり子どもや若者の権利の保障だったり、切れ目のない支援という理念は大変すばらしいと思う。

ただ、その理念の中では意見表明とか、まちづくり参画ということについても掲げられている一方、条例文中にはそれを具体的に当人である子どもだったり、あるいは30歳代までの若者がどういう形でそういうものが、もし意見を言ったり、参画したりするというのはいろいろな機会があると思うし、また、これから丁寧にそういうことも定めていくのだと思うが、あえてこの条例文中には入れなかったということについての市の考えを改めて伺いたい。

水野子育て・若者政策担当課長 まず、この条例は理念条例ということで策定を進めてきた。個別具体のところについては計画でしっかりうたいながら進めていくということで、具体的な取り組みを条例の本文の中に入れなかったというのはそういった要素が強かったかと思う。

ただ、こちら子ども・若者の声を聞くというのは大事なミッションであると捉えているので、今後しっかり子どもの意見を聞く仕組み、若者の意見を聞く仕組みについては、関係者の方々等と協議しながら進めてまいりたいと考えている。

大野委員 そういった姿勢というのは市としてももちろん重視しているということだと思うが、あくまでも意見として、やはりそういうものも含めた、どこまで具体化できるかはいろいろあったのかもしれないが、きちんと条例文中にそういうものは定めるぐらいのものがないとなかなか、どこまで本気で

そういう若い人や子どもたちの声を、本当に意見表明の場をつくる、まちづくりの参画をしっかりと保障するみたいなところを担保できるのかということになってしまうと思うので、本当はそういうものが必要だったのではないかという意見は述べたいと思う。

もう1点、こういった条例を、仮に条例が通って、どういう形で市民、また、子どもたち、あるいは若い人たちにお伝えしていくのかということの流れについてどのようにスケジュールや概要をお考えなのか、ご説明いただけたらと思う。

水野子育て・若者政策担当課長 この条例制定後の周知については、まず令和4年度はこの周知に力を入れて、本当に全市民にこの条例が知れ渡るような取り組みをしていきたいと思う。

ただ、こちら今回この12月でお認めいただいた後には、来月、1月、2月、3月と3か月あるので、この期間も使ってまずは庁内でしっかりと周知できるところには周知して、4月以降リーフレットであるとか、パンフレット等を使って周知を強化していきたいと考えている。

大野委員 今に関連して。これも勉強会でお話があったと思うが、子どもたちということになっていくと、基本的には学校というのが大きな要素だと思うが、そういったところとの連携についてどのようにお考えなのか。あるいは、市の体制の中でも子どもに関わる機関だったり、若い人たちに関わる機関は当然あるわけだが、庁内での徹底というのはそういうものも含んだ話なのか。特に教育だと部門が違ったりするので、単なる庁内の協力体制だけでは済まない部分もあると思うが、そこまで踏み込んだ取り組みをやられると受け止めていいのかどうかということについて確認させていただけたらと思う。

水野子育て・若者政策担当課長 まず学校との取り組みというところでは、やはり学校は日々子どもと接することのできる場であることから、学校との連携は非常に大切であると考えている。

ただ、学校の中でも担任の先生とか、教職員の方々がこの条例のことについて知らない子どもにも伝えられないという部分もあるので、まずは担任の先生を含む教職員の方々への周知の方法、あと、学校での子どもへの周

知というところでは、例えば、出張講座であるとか、あと、副読本を作成するに当たって一緒に取り組んでいただくとか、その後、そういう教材等々がうまく出来上がったら、学校の授業でのカリキュラムの中にも取り組んでいけないかどうかということはしっかりと教育委員会とも協議しながら進めていきたいと思う。

また、支援団体等の外部の団体等については、今既につながっている団体さん等もあるので、しっかりと丁寧に対面等で、通知を送るだけではなくて、説明、質疑応答等できるような形で説明会等開いていければという考えを持っている。

大野委員      もう一度確認なのだが、基本理念ではまちづくりの参画ということもうたわれているわけで、仮に今後、今後というか、まだ具体的なことはこれから定めていくのだろうが、市の体制として、まちづくりにしっかり今度は子どもたちや若い人たちの声を取り入れるということを重視していくという姿勢があると受け止めていいのかどうか。あるいはそういった機会を、何かしらの取り組みを必ず何かやる際には設けていくのかということについては、そういう姿勢が大なり小なりあると受け止めていいのかということについて確認したいと思う。

本多子ども青少年部長      この条例ができた後、実際にこの条例を回していく段階で行政がこの条例をしっかりと推進していくということは非常に大切であるし、また、それを行動としてきちんとしっかりしていかなければいけないということでは、やはり現場でどういうふうに子どもの意見を聞いていくかというところを、もう一度私どもも現場とよく話し合っ、そのルールというのだろうか、手順みたいなものをしっかりとすり合わせしていきたいと思っている。全てが全てというわけではないと思うが、特に私どもの部署は当然子どもと接する機会が多いし、例えば、子どもに関わる部署というのは私以外のところにもあるので、そういった場面場面でどういうふうに子どもの意見を聞いて取り組みに生かしていくのかといったところを、この条例ができたことを契機にもう一度確認していきたいという考えで今いる。

大野委員      最後にするが、例えば、私たち議会はコロナ禍の前は子ども議会みたいなことをやったりしている経験があって、今回こういう条例がもしできた

ら、またさらにそれをどう発展させていくのかということがある意味議会としても問われるのかという思いはある。

我々は特に市民代表でもあるので、子どもたちの意見も踏まえて取り組まなければいけないということだって、広い意味で言えば、今も求められているわけだが、今後そういったことについても、体系だったものがもしかしたら必要なのではないかという議論もしていかなければいけないのかと受け止めている。

とにかく今教育が割と、プレゼンテーション能力というのか、子どもたちがどういった考えを持ってそれをきちんと周りに説明できるのかということが以前にも増して問われてきている中、こういう条例ができるということは、ある意味子どもたちがそういうものの教育を生かして実際のまちづくりだったり何かしらの提案をしていくということにつながると考えれば、非常に前向きな話だと思う。すぐにあれもこれもできないかもしれないが、いや、多摩市はこういうものもあるということが子どもたちに理解できたら、なおさら自分たちでもっといろいろ考えなければいけないのだとか、あるいは、こういった身近なことは自分たちでもっとこういう提案をすれば、もしかしたらこういうふうにはいいこと変わるかもしれないとか、そういう展望を持ってもらうという意味では大変重要なものだと思う。もちろん我々大人が子どもたちの権利を守ったり命を大事にするということがあって、こういうことにつながっているとは思いますが、それだけではなくて、とにかくこれはもうどっちかというと教育分野になってしまうかもしれないが、そういったものとの接点は非常に大事だなと思うので、そこはぜひそういう観点からのアプローチというものを意識していただきたいということを書いてみたい。

もし何かこれに対して意見があれば、願います。

水野子育て・若者政策担当課長 今大変貴重なご意見をいただいたかと思う。やはり子どもたちにプレゼンテーション能力、将来を生き抜く力を与えるとか、あと、その周りにいる大人たちがそういう子どもと一緒に育てていくのだ、子どもが声を上げたときに声を大人がまず聞く、子どもは言っているのだ、そういう関係づくりというか、そういう意識づけを大人も子どもも持ちながら、

そういったアクションが各場所場所で起きながら、相乗効果でよりよい未来が構築されることを願ってこの条例を進めていきたいと思うので、今大野委員おっしゃった部分しっかり取り組んでまいりたいと思う。

三階委員長

ほかに質疑はないか。

岸田委員

先ほど大野委員との話の中で日々子どもたち・若者と接する学校とは連携していくことは大事だということで、確かに私たちも学校がこの条例を本当に施行して広めていく中でキーとなっていくと思っているが、この条例の中では学校、ほかにも、もっと幼い子どもだと保育園だったり幼稚園だったり、子どもたちが長く過ごす場所が市民の中に位置づけられているというところに疑問を感じている。

学校だと、例えば、子どもたちがいじめだったりとか、また、多様なルーツを持つことによって差別だったり、性自認のことで差別というと権利の保障とはなりやすいが、一方で先生方だったりとかが子どもたちのためという名目がありながらも、時に人権侵害のところに踏み込んでしまう。例えば、体育着の中に下着を着てはいけないだとか、あるいは発達だとか、そういったことに理解がなくて、先生から心ない言葉を受けてしまって、その期間全く記憶がないという子どもたちの話を聞いていくと、学校はすごい重要なところだと思うが、それがなぜ民間企業とかと一緒に市民のほうに入ってしまったのかというところを伺いたい。

水野子育て・若者政策担当課長 今回各団体等については市民の中に含んでということで、当初の議論の中では学校を取り出して議論していたところもあったが、あと、企業とか、あったが、やはりここはオール多摩市というか、まずはオール多摩市で取り組むというところをひとつ念頭に置きながらも、子どもたちが所属している、いる場所というのは、保育園なら保育園だけとかではなくて、いろいろな状況の子がいろいろな場所に存在しているというところでは、あまり保育園だから、学校だからということで条例の中で縛りをかけてしまうと逆に動きづらくなってしまわないかということ、あとは成長過程の中で切れ目のない支援を行っていくというところで、まずは市民の中で、市民として一緒に取り組んでいこうという理念のもとで市民の中に全て保育園・幼稚園、あと学校も含めたという流れである。

岸田委員

失礼した。

オール多摩で取り組んでいくために、学校だから、園だからといって縛りをつけるのではなく、全て一体的に取り組んでいくといったことを説明していただいたと思うが、条例にうたっている、子どもあるいは若者の権利を保障していくといった部分ではやはり、特に子どもたちと接する周りの大人の方々の権利の保障もされていかなければ、子どもたちの権利の保障にもつながっていかないといった部分では、他市とか、ほかの地区の条例とか見ると、そういった子どもと特に接するような施設を取り出して役割だったりとかというのをしているところがあるのかと思ったので、特に子どもと接する部分の方たち、大人も、川崎市とかだと、子どもたちから、やはりそういった大人も幸せでないと、子どもたちの権利保障だったり幸せにできないと言っているの、そういった部分の支援といった視点も大事にしていきたい。

また、権利について第4条で書かれているが、子どもの権利条約の中で大体四つ権利が定められている中で、あえて生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の中の一部を取り出して、例えば、まちの実現に向けて参画する権利だとか、挑戦を後押しされながら成長する権利を入れていったのかという部分について伺いたいと思う。

水野子育て・若者政策担当課長 当初この条例を策定するに当たっては、まず支援というのが一つ大事なコアな部分であるというところから始めたが、支援ばかりではなくて、やはり活躍できる子どもたち・若者たちの力を信頼して、そこに力を与えていくというか、そういった議論もあったというところから、支援とプラス活躍をフィフティ・フィフティという要素で、配分でこの条例をつくろうということで検討委員会では話し合いが行われてきたところで今このような形になっている。

また、挑戦の部分については、最初失敗を恐れない、何でも挑戦して、失敗は成功のもとではないが、今の子どもたち、この社会情勢の中では失敗を恐れてしまって、何もチャレンジせずに力を発揮できない、自分がどれぐらいの力を持っているかというのをわからないでいる子どもたち、若者たちが多いのではないかといった意見もあった。当初は「失敗を恐れずに挑戦」

という言葉で議論が始まったが、「挑戦を後押しする」という言葉にまとめ  
て本日のこの条例の形となった次第である。

岸田委員        子どもたち・若者たちが支援だけではなく活躍していく、あるいは挑戦  
していくということもある意味大事な視点かと思うが、やはりその土台に  
あるのは、それぞれの子どもたち、あるいは若者たちの権利がしっかり尊重  
されて保障されているからこそできることだと私たちは考えている。

そういった面では、先ほど大野委員とのやり取りで個別具体的な保障だ  
とか、そういったものは計画に盛り込んでいくと答えられたと思うが、第9  
条の子ども・若者計画の中を見ていると、その計画には支援及び活躍の推進  
に関する基本的な方針と定めていて、権利の保障といった部分は入ってき  
ていないが、そこら辺の計画であったりとか推進体制については今後どの  
ようにされていくのか、また、なぜ条例に入れ込まなかったのかという点に  
ついて伺いたい。

水野子育て・若者政策担当課長    まず権利の保障については、第4条、子ども・若者の権利  
というところにまとめてしっかりとこの権利をうたったという認識でいる。

その後の第9条、第10条の子ども・若者計画、推進体制という、今ご質  
問をいただいたかと思う。子ども若者・計画の中にはこの条例はあくまで理  
念条例であるので、先ほども申し上げた具体的な取り組み、または必要であ  
ればその権利の部分についてもしっかりと書きながら、この計画を策定し  
ていくということも見込まれるかと考える。

また、推進体制については、まず子ども・若者の意見を聞くというのは基  
本として考えながらも、新しいものをつくって、さらにエネルギーをかける  
のか、それとも現存の今ある体制の中でそれをブラッシュアップすること  
でこの推進体制とうまく推進できないかというところもしっかり確認、検  
討しながら進めていきたいと考えている。

岸田委員        やはり権利の保障をこちらの第4条に書かれたということだと、権利と  
またそれを保障するための様々な施策だとか計画だったりというのは私は  
対だと思うので、ぜひ今後計画と条例が制定された後、動いていってほし  
い。

三階委員長        ほかに質疑はないか。

安齊委員

これまで子どもヒアリング、若者オンラインショップ、パブリックコメントなど、また、議会の意見なども取り入れられて練られてきた本条例案などと、大変力を入れてこられたのだと思っている。

それから、もう一つ、子どもたちのアンケートを取っていらっしゃるわけだが、この結果を見ると、非常に条例素案について率直な声を寄せているなと大変驚いた。

私はパブリックコメントのことに少し注目して伺いたいわけだが、一つは学校のことについて、先ほど大野委員からも、それから、岸田委員からもあった。コメントの中でも子どもの権利を広げる担い手として主体的に動ける立場に学校を引っ張り出せないだろうかということが載っていた。それに対するお答えは先ほどあったので、そのことについては触れない。

それで、もう一つ、パブリックコメントの18、子どもの余暇・自由裁量の時間について。子どもたちにいわゆる休息、余暇、遊び、文化的芸術的生活への参加、これも子どもの権利条約にあるわけだが、これをぜひ保障するというのを希望するというご意見があった。それに対して市側もそちらも受けて考慮していくみたいなお答えだったと思うわけなのだが、この視点は非常に大事だと思うので、それについてのご見解。

それから、もう一つは推進体制である。この条例を推進していく上で、やはりご意見の中にも広く、庁内だけにとどめないでその推進体制をつくってほしいという意見があった。私は子どもと市民と一緒に考えながら、そういう推進体制もつくっていくことが必要ではないかと思うが、この2点について伺いたい。

水野子育て・若者政策担当課長 パブリックコメントの18番、子どもの余暇についてのコメントの市の見解なのだが、こちらのコメントをいただいたときに想像したのが、やはり今お子さん、親ごさんにとって見ればいろいろ経験させて成長させたいという思いから、学習塾に通うだとか、スポーツクラブに通うだとか、学校以外の時間をそういったところで子どもたちが費やしている。

ただ、その中でも、そういった習い事ばかりに時間を取られていて、本来休みたいのに休めないとか、友達と遊びたいのに遊べないとかといった現状からこういったコメントが寄せられたのかと思った。

我々としてはこの条例をもう本当にオール多摩市、全市民の方に知っていただきたいという思いがある。

そんな中で、例えば、子どもがこの条例を認識した場合、今まで我慢して言っていなかったのだが、この習い事はやめたいのだが、どうかということを引きちゃんと相談したりとか、そういった相談を受けた親ごさんは真摯によく子どもが意見を表明してきたんだということで、これは子どもの権利に関する行動を子どもが取っているんだなという考えに至っていただいて、そこで対話が生まれて、その子どもの権利が保障される等のことが実現できればいいなと思った。

なので、今後子どもたちにもこの条例を浸透させて子どもたちに気づきを与えていきたいし、保護者の皆様、やはり親ごさんたちにも、その周りの大人の皆さんにもこの条例の意義をしっかりと認識していただいて対応を取っていただく、そういったところから、この余暇についての解決が導き出されるのではないかと思った。

次に推進体制の部分。こちら今までも何回か推進体制のところのお話をお伺いしたが、やはり子ども・若者の意見ということで、こちら子どもと若者が一体となっているというのが特徴の条例ではある。

ただ、小学校5年生のメンバーと、例えば、25歳のメンバーが同じテーブルについて議論するというのはなかなか考えづらいかとは思っているところなのだが、子どもの部門であれば子ども会議とか、若者の部門であれば若者会議であるとか、そういった固定で組織をつくるのかどうか、またはアンケートやオンラインワークショップ等々、いろいろな機会を通じて自由にいろいろなメンバーがそのとき関心のあることに意見を述べるという機会をつくっていくというのも一つの手法かと思うので、様々子ども・若者の意見が広く集約、聴取できる仕組みづくりについてはしっかりと検討していきたい。

安齊委員

ぜひ工夫と努力を重ねていただきたい。

それから、もう一つは、子どもの権利が侵された場合の救済措置を検討する機関をつくるべきではないかと思う。今度の条例にはそうしたことは盛りされていないわけなのだが、弁護士などの専門家も入った救済機関を設け

て、その問題が起きたときには即対応できるとすべきだと私は思うわけだが、いかがだろうか。お伺いする。

水野子育て・若者政策担当課長 本条例では権利の保障をうたっているのですが、権利が侵害されたと感じた際の救済方法については大事な視点かと捉えているところである。

他の自治体の取り組みなどを見てみても、例えばなのだが、子どもオンブズパーソンというものを設置しながら進めている自治体があるということは確認している。多摩市においても総合オンブズマン制度があるので、そちらともそういった観点でしっかり相談しながら進めるという方法もあるのではないかと考えている。

いずれにしても、この条例に基づく取り組みとして、現在既にある制度や仕組みを活用しながら進められないか、また、東京都で既に取り組んでいる制度などをしっかり確認しながら、庁内・庁外でしっかりと対話し、合意と納得を得ながら進めてまいりたい。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 94号議案 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の制定について可決の立場から討論する。

1989年、国連で子どもの権利条約が採択されたとき、子どもたちへの最高のプレゼントだと評価された。そして、1994年、日本もこれを批准し、そのとき私はこれで日本の教育が変わると思った。しかし、日本の競争教育は変わらなかった。また、今日の子どもを取り巻く状況は、本条例案の前文に書いてあるとおり、問題と課題が顕在化している。

子どもの権利条約を批准しても変わらなかった日本、ますます子どもや若者が生きづらくなった日本にあって、多摩市の本条例が本当に生きてものになるよう、私たち大人に責任が問われていると思う。

本条例は初めの一步。この条例の中身を豊かにする取り組みは子どもたちの中にあると思う。子どもや若者の力を信じて、私たち大人も支え手に周

り、共に成長したいと考える。

本日の質疑でもさらに内容を深めるヒントがあったと思う。見直しも検討されて、実効性のある条例になることを望み、本条例に賛成したい。

以上である。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

岸田委員

第94号議案 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の制定について可決の立場での意見討論とする。

この条例は、子ども・若者と長い成長段階の中、また、いろいろな社会的立場のある方を対象にしているので、この条例の制定に当たっては、様々な市民、子ども、あるいは行政の方も頑張ってくられたんだと感じている。

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に期待を寄せる子どもや市民がいる。自己肯定感の低下や、前文に書かれている深刻な生きづらさや困難を抱えている子ども・若者に対し、この多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例が制定されることにより何が変わるのか、どう多摩市ならではの環境がつけられるのかということが期待されている。

しかし、質疑で明らかになってきたように、この多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例からは、理念条例ということもあり、具体的に条例により何が変わってくるのか見えてこない。

理念条例だが、権利を羅列するだけでは不十分であり、子どもの権利、また、若者の権利と市や私たち大人による権利を保障することは対である。

当会派では条例に権利擁護・救済について規定することは必要不可欠であると考えている。

しかし、条例はその制定後にどう生かしてまちづくりをしていくのが最も求められている。子ども・若者の権利を守るには、子ども・若者の周りにいる大人の権利も守らなくてはできないことであり、ネット・社民の会はこれから多摩市子ども若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例、また、東京都の子ども基本条例を使いながら権利を保障し、子ども・若者の施策を推進してほしいと申し述べ、可決の立場での意見討論とする。

三階委員長

ほかに意見討論ないか。

これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が2名。よって多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、所管事務調査 G I G Aスクール構想についてを議題とする。  
本件は継続案件である。

本件については6月17日に所管事務調査として位置づけた。

その活動として、7月5日に市内の小・中学校へ児童・生徒の実際のタブレット端末の使用状況について調査するため、視察を行った。また、11月12日には本年10月に新たに教育長に任命された千葉新教育長に多摩市の状況と今後のビジョン等について伺い、意見交換を行ったところである。

これまでの調査活動や視察の結果を踏まえ、所管事務調査を今後どのように進めていくか、本委員会の方向性について今後協議を行っていくことでご異議はないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

安斉委員

意見がある。

三階委員長

では、ご意見どうぞ。

安斉委員

大野委員からの提案もあつたり、それから、どなたかの提案もあつたように思うが、実は私ちょうど、昨日かな、多摩住民自治研究所、「議員の学校」というのがあるが、これを受講したが、実際は行けなかったので、Y o u T u b e で見たが、議員の学校にはこれまでも多摩市議会からは公明党の安藤邦彦さんとか、藤原マサノリさんとか、直近では岩永ひさかさんも議会改革というテーマで講師だとかされた方があるところなのだが、その中で11月16日に開催された議員の学校でG I G Aスクール構想について東京都立大学の荒井文昭さんという方が講義されたが、それを見て非

常に面白かった。

一つ大きいのは、タブレットというのは、見ている子どもも、大人もだが、目と目が合うということはまずないというわけだ。確かに言われてみればそうだなと思った。でも、そこが非常に重要なポイントなんだそうである。いわゆるコミュニケーションのところだ。

その方はもうこれからはますますタブレットの活用とか、GIGAスクール構想みたいな、そういうことが必要になってくると肯定しつつも、問題点を鋭く突かれたところがあった。この方は多摩市にお住まいである。なので、私は一度この方の話を聞いてみてもいいのではないかなと思って、今日こういう機会があったので、提案したい。また後でしっかりと相談し合っていきたい。

三階委員長 今安斉委員の意見、また、以前大野委員からもあったが、そこら辺はしっかり協議して進めてまいりたいと思う。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査について毎定例会で進捗状況を報告するということが確認されているので、今定例会最終日に報告する。

報告の内容については委員長に一任いただきたい。これにご異議はないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日の調査を受けて今後も引き続き所管事務調査に取り組んでいきたい。

お諮りする。本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認め、閉会中の継続調査を申し出ることにはしたい。

日程第8、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたい。これにご異議ないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前11時54分 休憩

---

(協 議 会)

三階委員長       ここで協議会に切り替えたい。

まず、一番最初の多摩市立市民活動・交流センター整備の進捗状況と今後の予定についてを議題とする。

古谷文化・生涯学習推進課長   よろしく願います。お手元の協議会資料1をご覧いただきたい。多摩市立市民活動・交流センター整備の進捗状況と今後の予定についてご報告をする。

来年4月の開館に向けての進捗状況である。まず、項番1である。旧北貝取小学校跡地整備事業については、来年1月7日の竣工に向けて、順調に改修工事が進んでいる状況である。

続いて、2の市民活動・交流センターの開館準備についてである。こちらについても指定管理業務なのだが、開館準備ということで、計画どおり業務が進められている。10月1日から団体登録の受付業務を開始をして、12月1日現在の登録団体数、2ポツ目のところに116団体としているが、昨日時点で131団体となっている。利用団体の皆様には、利用を希望する各お部屋や体育館、グラウンド別に設置する分科会に入っただいて、ここに書いてある運営協議会の分科会などで、それぞれの施設の利用の仕方、各所に設置される倉庫に納めるものの内容や質量、配置場所や使い方などについて、お話し合いをしていただいた。

この運営協議会の委員となる代表者を各分科会から選出していただいて、4ポツ目の12月3日に開催された運営協議会では、各分科会で話し合っただいた結果に基づき、代表者により施設の利用ルールを協議決定をし、5ポツ目、昨日12月14日に開催された第2回の市民活動・交流センター利用者懇談会の中でお知らせをさせていただいたところである。

決定された具体的な内容についてであるが、倉庫に関しては、利用を希望する団体全てが利用できるような運びということになっている。その倉庫が今後適正に利用されているかどうかは、それぞれの施設、お部屋ごとに、

倉庫スペースごとに月に1回利用する利用団体で輪番で点検して、適正に利用されるように努めていくということが確認された。

また、施設の予約についても、ほかの公共施設と同様に予約システムによる抽せんとなるが、それぞれの各施設の分科会の中で、事前にお互いの利用希望を伝え合うなど、できるだけ効率的に、スムーズに予約ができるように運用していくことや、あるいは利用団体の中で、土足で使えないお部屋を指定したいというお話についても、その話し合いの中で、一定の決定がされたというところである。

3の今後の予定については、項番のほうにお知らせいただいたとおり、予約の開始、改修工事の竣工、施設引渡し、内覧会、開館記念イベントといった形で進めていく予定である。

以上、ご説明のとおりである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。

この際暫時休憩する。

午前 11時59分 休憩

---

午後 1時00分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。それでは、協議会を再開する。

2番、パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についてを議題とする。市側の説明をお願いします。

宮崎文化施策担当課長 それでは、協議会2の資料をご覧いただきたい。パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についてということで、スケジュールが掲載させていただいている。

令和3年12月のところに薄く線を引いてあるところを起点として、ご説明をする。まず、一番上の設計・工事関係と、それから3段目の指定管理者選定のところを併せて説明をさせていただく。

大規模改修事業については、12月10日に遅延もなく、予定どおり竣工を迎えた。工事囲いも外されて、大階段のほうも通行できるようになってい

る。

3段目の指定管理者選定のところをご覧いただきたい。工事が終わったということで、ここでパルテノン多摩は指定管理者に引き渡され、休館中業務委託も終了して、第6期の指定管理業務が始まったという形になっている。パルテノン多摩共同事業体だが、現在新都市センタービルの仮の事務所で業務を行っているが、1月の最後の週末に引っ越しを行い、2月からパルテノン多摩での業務となる。

子ども教育常任委員会の皆様には、10月に工事現場の視察をしていただいているところだが、ここで工事が完了したので、1月に入ったら全議員の皆様に工事が完了したパルテノン多摩の内覧を実施する予定である。議会事務局長のほうからも連絡があったと思うが、内覧についての通知をサイドブックに掲載させていただいている。今月末までに出欠等、お知らせいただければ助かる。そして3月26日に式典、そして3月27日にプレオープン、そして7月1日にグランドオープンという形になっている。

続いて、文化方針の見直し・条例制定検討についてご説明をする。みんなの文化芸術条例は9月議会で議決をいただいたところである。施行は令和4年4月1日からとなっていて、今後は条例の周知を行っていきたいと考えている。周知のツールの第1弾としては、条例の解説版を作成をした。解説版については、サイドブックの各課情報提供のほうに掲載しているので、そちらのほうをご覧いただきたい。今後、さらに市民に興味を持ってもらえるよう、解説版とは別に、条例をわかりやすく簡単に理解できるようなパンフレットのなものや動画なども作成をしていきたいと考えている。

続いて、指定管理の次のところ4段目、パルテノン多摩の共同事業体についてということだが、ここで休館中業務委託のほうが終わった。休館中業務委託なのだが、委託期間中、コロナ禍ということで、かなり事業規模を縮小して実施してきた。特に、舞台芸術系のプログラムのうちアウトリーチプログラムは多くが中止となっている。また実施した事業のほうは、レジデントアーティスト育成プログラムや、NYシアターエデュケーションプログラムをオンラインで行ったりしている。また、市民参加型の演劇プロジェクトの第3弾として、「わたしとたまのものがたり」で「唐木田ものがたり」や

「関戸ものがたり」、そういったものを10月31日に発表会を行ったり、そういったことの事業を実施してきた。

その次の段、諸室の貸出しについてご説明をする。6月から、令和3年7月利用分の大小ホールの予約を開始しているところである。11月1日のたま広報でもお知らせしているところだが、11月からは、令和3年4月分の諸室の予約の開始も始まっている。また、オープンスタジオのみは、設備等の確認等があるので、令和3年7月分からを令和3年2月から受付開始という形になっている。

最後に運営への市民参画というところでは、文化事業系では、市民舞台芸術学校において、舞台スタッフ講座や市民プロデューサー講座を実施している。こちらもレセプション講座というのがコロナによって中止になっている。

あと学芸員の関係だが、昨年度市民学芸員養成講座が終了し、市民学芸員養成講座で市民学芸員という方たちが、修了生が今いらっしゃる。その方たちがまた自立に向けて市民学芸員の定例会等を実施して、企画提案力のスキルアップやフィールドワークの準備を行っているという状況である。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認め、次にいきたい。

3番、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた多摩市立温水プールの運営について願います。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 それでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた多摩市立温水プールの運営について、ご説明する。

温水プールは新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少したことにより、利用料収入が大幅に減少したことから施設にかかる経費を抑制するため、令和3年度は開館時間の短縮、休館日の増加という事業規模の縮小を実施している。

令和3年度の上半期の利用状況を見ると、以前の水準にまで回復してお

らず、令和4年度についても引き続き事業規模の縮小を検討しているところである。

現在行っている事業の縮小の状況だが、資料のほうにも記載しているが、1つは開館時間の短縮ということで22時までの開館時間を2時間繰り上げ、20時までとしているということ。それから休館日についてはトレーニングルーム、こちらが毎月第2第4火曜日であるのを毎週火曜日にしていくということである。これによる削減効果としては、1,000万から1,100万円程度を見込んでいるところである。

この事業縮小の考え方としては、利用時間帯別の利用者数の動向というところを基本としている。かいつまんで申し上げると、9時から10時までの間の入場者数が全体の約20%。一方、20時以降の入場者数を見るとプールが1.5%、それからトレーニングルームが3%ということで全体と比較して少なくなっているということも踏まえて、閉館時間の繰り上げをしているところである。

利用状況、それから収入の状況については、次のページのところの表にもあるように、比較できる数字としては令和元年度と比較して、4月から10月までの状況だが、令和3年度の状況ではプールの利用者は全体で43%ほど減っている。また、トレーニングルームは60%以上減っているという状況になっている。プールとトレーニングルームの合計の利用料金についても、次のページにあるが、約40%ほど減少しているということになっており、今年度の利用料金の損失額というのは6,900万ほど、例年よりも減少するということが見込まれている。

このようなこともあるので、令和4年度についても現在行っている開館事業の縮小ということを継続していきたいと考えている。今後の予定としては、1月に開館時間を決定した上で、2月以降利用者の皆様に周知をしていきたいと考えている。

説明は以上である。

三階委員長  
遠藤委員

市側の説明は終わった。質疑はないか。

おおむね了解したが、トレーニングルームの利用について確認したいが、コロナ禍のとき、アクアブルーでなくて総合体育館のトレーニングルーム

は、予約の電話をして、何か予約をして、それから現場に行って運動するみたいな仕組みがあったが、これではなかなか利用率上がらないなと思ったことは記憶に残っているが、こちらのこの多摩市立温水プールのトレーニングルームの利用については、今どういう状況になっているか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 トレーニングルームの利用については、新型コロナが発生した直後は、スポーツジムなどでの感染例などもあったことから、利用人数の上限の枠を絞って運営していたところがあった。その関係で事前予約制を取っていたところだが、現在は事前予約制等は行っていない。

遠藤委員 そうするとこの後はおおむね緩やかに利用状況は回復していくと想定されるわけだが、プール等についても今後の利用の需要というか、そういったものはどう見ているか、プールとトレーニングルームについて。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 資料のところの一覧表で利用人数等お示ししているところだが、プールについては、7月の繁忙期は令和元年と比較して戻ってきているというところはあるが、ほかのところはやはり回復がもとに戻ってきているという状況ではないというところがあるかと思う。

トレーニングルームについても、こちらもなかなか回復傾向にあるとも言いきれないというところなので、現状としては利用動向、それから感染状況によってまた利用者の方たちの利用動向も変わるかと思うが、今その状況を見極めていくという状況である。

遠藤委員 私はプールもトレーニングルームも使ったことはあるし、むしろよくトレーニングルームはかつて使わせてもらっていたが、コロナの影響で電話しないといけなくなってから1回も行っていない。というのは、運動というのは別に予約して前日にアポイント入れてするものではない、私にとっては違ったので、そういう使い勝手の悪さがあって民間のジムに流れたり、ご自宅でやっている方は相当いらっしゃると思う。トレーニングルームがかつてとまた違う、昔のように戻ったと、アポなしで行っても大丈夫なのだからということを一定の啓発というかお知らせしないと、冷え込んだこの需要とかマインドというのは変わっていかないと思うが、その件の見解を伺って

おしまいにする。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 利用方法が変更になった  
ということで、それが利用の回復につながってないのではないかというご  
指摘かと思うが、変更、申込み方法がまた改まったということについては、  
ホームページ等でお知らせしているところである。

それから、利用者の方からは、お問い合わせ等が施設のほうにも入ってい  
て、それで施設側で、現在の申込み状況なども説明しているというところだ  
る。告知の方法についての工夫がということかと思うので、それについて  
はまた指定管理者のほうにもその旨伝えてまいりたい。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑ないということである。本件についてはこれで終わりたい。

次、4番、多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画の策定についてである。  
説明をお願いします。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、今度は多摩市  
屋外スポーツ施設管理更新計画の策定について、こちらについてご説明申  
し上げる。資料については本文と、それから概要版とパブリックコメントの  
状況ということで、ご説明、添付しているところである。

管理更新計画の策定についてであるが、これまで報告も差し上げていた  
ところだが、屋外スポーツ施設を適正に管理更新することを目的として、本  
計画を策定してきた。スポーツ推進審議会からの答申や市民からのアンケ  
ート、ワークショップ、パブリックコメントを踏まえつつ、施設の個別施設  
計画検討委員会、これは庁内でつくったものだが、協議を重ねて決定したも  
のである。

こちらの策定の意義としては、計画的な施設の更新を行うことで、施設利  
用者の安全を確保するとともに、より多くの市民がスポーツに参加する機  
会を確保するための適正な管理運営を行っていくことを目的としている。

こちらの計画は、多摩市公共施設等総合管理計画の下位計画として、個別  
施設ごとの方向性を定め、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的として  
いるところである。

対象施設については、野球場、球技場、庭球場、キャンプ練習場及び陸上競技場のグラウンドとなっている。

計画期間については、令和4年から令和13年度までの10年間、社会情勢や関係する行政計画との見直しにも併せて適宜、修正を行っていくということである。策定の経過については、こちらに記載したとおりである。

資料のところでは、まず、パブリックコメントをご覧になっていただきたいが、ご意見を提出していただいた方が7名、ご意見は8件であった。そのうち、計画の本文のほうに反映した意見としては、1点目の補助金の活用についてというご意見、それから、3点目の感染症対策についてのご意見、それから、5番目のグラフを見やすくしてほしいというご意見、それから、7番目の駐車場の台数についての不足というところについては、意見を踏まえて計画のところも修正したところである。

概要版それから本編であるが、概要版は8ページ立てでつくっている。本編については、ページ数で81ページ、少しボリュームもあるが、特徴をかいつまんで説明すると、1点目は、利用者の皆様などへのインタビューをコラムという形で掲載している。また、2点目の特徴としては、資料編ということで施設についてのカルテを掲載しているというところが、今回の計画の特徴の一つかと考えている。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 市の屋外スポーツ施設は、全て公園内に設置されていると思うが、トイレについてちょっと伺いたいが、トイレは公園の施設であってこの計画の対象ではないが、屋外スポーツ施設を利用する方は、全ての方が使う可能性があるということを考えると、すごい重要なというか、必要なものだと思う。この計画をつくるに当たって、公園緑地課とかでトイレについて屋外スポーツ施設とトイレについて、何か話し合われたことについてはあるのかどうか伺いたい。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 今回の計画策定に当たっては、公園緑地課も交えて計画つくっているところであるが、今回の大きなポイントとなったのは駐車場というところであった。トイレのことについて

て、具体的に議論が交わされたというところではないが、公園の利用の施設というところであるので、また、公園緑地課のほうにも、今のご意見を伝えていきたいと思う。

岸田委員 駐車場のように対象施設でなくても、今回駐車場の課題をこの計画には入っていると思うが、計画がつくられたばかりなので、今後、例えば屋外施設のスポーツ施設が土日の利用が多ければ、そのトイレのお掃除だったりというの、土日にまとめてしたほうがいいだとか、あるいは全ての人を使うということを考えるときに、屋外スポーツ施設のみそういうふうな全ての人に使えていける、あるいは応援に来てもらえるような施設にしていても、やはりトイレの部分がそういった対応になっていないと、なかなかその来ることができないという話も聞いている。

実際に聞いたのは小さい子が、屋外スポーツ施設を利用しているお兄ちゃん、お姉ちゃんの応援に行ったが、トイレがあまりにも怖くて、もうそっちのスポーツ施設のほうに行けないだとか、また、年齢を重ねた方もやはり和式を使うのがつらいので、そこの施設に行って応援とかスポーツ利用していきたいのだが、なかなか利用ができないといったお話も聞いているので、ぜひ今後検討していただきたい。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 屋外スポーツ施設は公園内にある施設であるので、ただいまのご意見、所管の公園緑地課のほうにも伝えていきたいと思う。

岸田委員 あともう1点なのだが、屋外スポーツ施設は人工芝が使われているところがあると思うが、この計画の中でも、25%以上植物由来の樹脂を使用した人工芝の利用だとか、排出抑制するための施設運営管理方法について、研究を実施していくと書かれている。

世界的な調査でも人工芝がマイクロプラスチックの原因になっていることが一番多いと言われていて、実際この多摩市の環境政策課が行った乞田川・大栗川のマイクロプラスチックの流出実態調査でも、個数では人工芝の割合が多いという結果が出ている。もちろん人工芝が一体どこから発生しているかというのは、その調査ではわからないがやはり対策が必要だと思う。

市は気候非常事態宣言の中で、水と緑の保全を積極的に推進すると宣言しているので、ぜひどういうことを研究して実施していくかということが決まったら、私たち議会のほう、また市民の方々にも知らせていってほしいと思うが、その点についても伺いたい。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 人工芝についてのお問い合わせということであるが、計画を策定している中でもその人工芝に対して、どのようにするかというところの議論があった。一方、人工芝であることによって、稼働率が上がるとか、そのようなプラスの部分もある。環境への負荷を低減しつつ、スポーツができる機会をどのようにつくっていくかというところが重要になってくるかと思う。

今後の人工芝等に関する技術の状況とか、それらなども研究していく必要があるし、また、改修工事に当たっては、それぞれ工事に当たっての説明会なども行っていくので、それらの機会などを通じて情報提供していきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次は、5番の駐日アイスランド大使館と多摩市との友好協力関係に関する覚書の締結についてである。市側の説明をお願いする。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 去る12月13日の月曜日だが、駐日アイスランド大使館と多摩市との友好協力関係に関する覚書を締結した。

これについては、アイスランドのオリンピック・パラリンピック選手団の事前キャンプの受入れ、また、それを受けてのホストタウンとしての登録もあり、今後、ホストタウンとして事業を展開していくに当たって、大使館との間での協力関係を構築する必要があるということで、覚書を締結したところである。

締結に至った経緯などについては、資料のほうに詳しく記載しているが、当日はステファン大使と阿部市長とで覚書に署名し、それぞれ覚書を交換したというところである。

今後の事業展開については、これから事業計画を定めていくというところも非常に多いところではあるが、大使館の協力も得ることで非常にやりやすくなったかと考えている。今後、アイスランドとの関係が末永く続くことを願っているところである。

簡単だが、説明は以上になる。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

安齊委員 アイスランドとの友好関係に関する覚書締結式があったということで、私はやはり2020年の新春号で、前の女性の大使の方と市長と副市長の対談が物すごく印象に残っていて、こういう国と仲よくしていきたいと個人的にも非常に思ったところなのだが、何せちょっと遠過ぎる国である。これから友好関係を築いていかれることになるかなと思うが、まだ今コロナ禍ということもあって、なかなか見えないのかと思うが、将来的にはどういったところで具体的な関係づくりをされていくのか、その辺りがもしあるようだったら伺いたいと思っている。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 確かにご指摘のようにアイスランドは大変遠い国である。時差も9時間あるので、オンラインでの交流といったところでも、なかなか時間調整で苦勞するということもあった。今後の事業の部分として直接の交流というところの部分と、やはり私たちがアイスランドについて、より深く理解をしていくということが大切かと思っている。

今回、覚書の中で締結した事業としては、恒常的に取り組んでいくもの、それから定期的を実施していくもの、それから、その時々に行っていくものというところがあるが、やはり今回のポイントとなるところは、以前もたま広報で市長とそれから前任のエーリン大使の対談もあったが、一つは男女平等の社会の実現に向けた取り組みの部分で、手本となるアイスランドからの取り組みなどをやはり紹介していくということが大きなポイントになろうかと思う。

また、それから今後の取り組みとして、やはりアイスランドについて親しく接する機会ということになるとなかなか直接の交流ということは難しいかということはあるが、アイスランドの独立記念日というのが6月

17日であるので、その日を挟んだ時期をアイスランドウィークということで、アイスランドについての紹介などをする機会にしていきたいと考えているところである。

これらのことを通じて、多摩の市民の皆さんにアイスランドのことについて理解を深めていただき、親しみを感じていただければと考えているところである。

安齊委員 観光の土地としてもやはり火山があって温泉があって、非常に何か日本に親しみを感じるところなのだが、そうした観光関係のPRだとか、何かそういうところで具体的な取り組みとかお考えではないのだろうか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 アイスランドは自然に恵まれているというところがある。またSF映画などでもロケ地になるなど、映画の好きな方にとっては、そういった意味で親しみのあるところかとも伺っている。

観光の面で申し上げますと、今回、駐日アイスランド大使館が日本に設立されて今年でちょうど20年というところであったが、大使館のほうで、この20周年を記念した写真コンテストを行って、多くの作品が寄せられたということである。先日の覚書の締結式のときも、大使館の側からは機会があれば、それらの作品などの紹介などもできればということもあった。観光その他の点での情報などについては、旅行会社などの協力なども得たりしながら、情報提供できればと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 これは基本的にホストタウン事業なので、しかも相手が都市ではなくて国なので、なかなか多摩市のほうがどちらかというと一方的にアイスランドの何か紹介だったりとか交流するというのはあるが、多摩市のことを紹介をするとか何か、あちらで何かしらということは全くないと理解してよろしいのだろうか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 今回の覚書の中ではホストタウン事業ということで、多摩市の側でアイスランドのことを紹介していくということに力点を置いているところである。

なお、駐日アイスランド大使館から、私どものほうにお問い合わせをいた

だったところあるが、この夏に行われたオリンピック・パラリンピックの選手団の団長の方が、大使館のほうに表敬訪問されていらっしやったときに、多摩市でのキャンプの受入れ体制が大変充実していて、とてもうれしかったというお話をいただいたそうである。

日本大使館側から、多摩市を紹介する機会があれば紹介させていただけたらというご要望などもいただいているところがあるので、多摩市のことを紹介する機会というのは、これからアイスランド側で受入れをしてくださるところがあるかどうかというところにかかってくるかと思うので、それについては交流を深めていく中で、多摩市のことを、日本のことを紹介したださる場所が、機関ができてくればいいなと考えている。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、次、6番、東京2020大会感動をありがとうイベント in TAMAの開催についての報告である。それでは、小林部長、よろしく願います。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長   今度は東京大会のありがとうイベントの開催状況についてである。12月5日の日曜日に、永山公民館ベルブホールにて、ありがとうイベントを開催した。

こちらには、パラリンピックにご出場された黒田選手と、それから土田選手にお越しいただいて、ご講演もいただいている。また、水泳の砂間選手、それから、日本代表のチームに入ったベレーザの選手の皆さんにはビデオ出演していただいたところである。当日は37名のご参加いただいたところだった。

土田選手、それから黒田選手のお話が大変お上手で、会場も盛り上がったし、質疑応答なども、なかなか伺えないお話なども伺えたかなと思っている。参加された方のご意見などはこちらの資料のほうにも記載しているとおりであるけれども、親しく選手の皆さんと接することができた、このような形での会の開催については、ホストタウン事業でも求められているというところであったので、親しく選手の皆さんと接する貴重な機会になった

ものと考えている。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、次は7番、令和3年度第3回多摩市子ども・子育て会議の概要についてである。それでは、市側の説明を求めたい。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、タブレット資料の協議会7の資料をお開きいただきたい。子ども・子育て会議第3回を令和3年11月16日に開催をさせていただいたので、そのご報告をさせていただく。

コロナ禍でなかなか対面での会議を開催できなかったが、この日は久々の対面での会議の開催となった。委員は15名中13人のご出席をいただいたところである。案件としては報告案件2件を行った。

まず1件目、多摩市子ども・子育て・若者プランの令和2年度の推進状況についてをご報告した。2件目は、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例(原案)についてのご説明をした。なお、この報告事項2については、先ほど第94号議案でご報告を申し上げたので、ここでの説明は割愛をさせていただく。よろしく願います。

それでは、資料の4ページをお開きいただいて、PDCAサイクルのイラストが書かれているところである。このプランについては、内部では子育て・若者支援推進本部で確認等を行い、外部委員会としては、この子ども・子育て会議に諮るという形となっている。

その右下のところに点線で囲みがあると思うが、今回の会議の主訴としては、実施状況の点検・評価ということで2020から2024については、網かけもさせていただいたが、数値目標の実績確認と各課事業の取り組み状況の確認ということで確認を行ったところである。

次に、その前の3ページをお開きいただきたい。こちらにそのプランの中で施策の体系をうたっていて、まず、基本理念がある。その次に4つの基本方針を定めて、その次に10個の基本施策を取っているところである。この10個の基本施策について、確認を行ったという形となる。

資料は、35ページのとても多いものなので、代表的なところで一番ページの近い5ページをお開きいただくと、こちら基本施策の1-①子育てのための支援という項目がある。こちら令和2年度はコロナ禍で社会情勢も一変したときであった。その中でも保育、学童の待機児童対策を進めてきたということをご報告しつつも、コロナ禍ということで4月、5月、児童館の閉館等を行ったが、その休館に伴う気になる家庭への電話相談やYouTube配信を行うなど、情報提供や児童館とのつながりを意識できるよう取り組みを行うことで、コロナ禍において子育てのための支援を推進したというご報告をさせていただいた。

今回この報告のポイントとしては、コロナ禍であっても事業を進めたこと、また、コロナ対応をどのように行ったかというところを中心に説明をしたところである。こちら子ども・子育て会議に諮ったところ、若干の文言を修正してほしいというご意見があったので、タブレットの最終ページ、35ページのところに子ども・子育て会議からいただいた修正の内容を明記させていただいた。こちら修正内容を反映したものをプランの確認ということで確定をさせていただいて、現在、公式ホームページで公表をしているところである。

説明は以上となる。よろしく願います。

三階委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員

申しわけない、最後説明していただいたところのゆうかり教室について、会議において委員さんから意見をもらって変更されたという部分が、ほかの部分とはところどころなのに対して、これはすごい内容が変わっているかと思受けられるが、委員さんからどのようなご意見が出たのだろうか。

水野子育て・若者政策担当課長

こちらは内部で事業確認をした際の確認の時点ずれというところもあって、事務局からの提案とともに、子ども・子育て会議の方々にも確認をいただいたというところである。この斜線で消えているところ、不登校特例校のことを書いたが、ここは一旦今立ち止まっているということで、ちょっと内容がずれているというところで、このような修正に至った経緯がある。

三階委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次、8番、社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。それでは、市側の説明を求めたい。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、タブレット資料の協議会8をお開きいただきたい。こちら社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、こちらは3月議会での改正を想定をしている。

まず、概要については、この補助金の中で以下2点の改正を行うことを本日まで説明させていただく。(1)、(2)ということで2つ項目立てをしているが、まず(1)については、私、水野のほうからご説明させていただいて、(2)の運営費等補助金については、植田子育て支援課長のほうからご説明をさせていただく。

まず(1)の保育所建設費補助金である。まず①の経緯である。ただいま令和4年度、来年度であるが、市内認可保育所の建物老朽化に伴い、施設の大規模修繕を実施する予定がある。令和2年度においても、既存の認可保育所の改修等の整備を行ったところだが、令和4年度にも1か所整備を、施設改修を予定しているところである。

2ポツ目である。現在の規定では、大規模修繕の基準額の算出方法が国の要綱を準用して、複数の見積りのうち最安値の基準を取っている。こちら大規模修繕、簡単に言うとリフォームになるが、こちらについては明確な上限額の規定がないというところが現状ある。

②の改正点である。既に令和2年度建て替えを終えて、大規模改修、こちらは1回建物を全て除却して、さらに新しく建て替えることを改修と読み取っていただきたいが、行っている施設との整合性、平等性を図るために、以下の基準額の上限を設ける改正を行いたいと考えている。

改正前である。こちら現在の状況であるが、補助基準額の算定については、まず①である。保育定員に応じた基準額、これは先ほど申し上げた令和2年度に行った建物を全部除却して、新しく建て替えるときにはこういう

基準が設けられている。②である。複数の見積りのうち最安値を基準とする。これはリフォームをする場合の基準であるが、これは今までどこも使われていなかったが、国の基準を準用して今このような形になっている。それを改正後ということで、①はそのままであるが、②の複数の見積りのうち最安値と下線を引いているが、①の保育所の定員に応じた基準額と比較して、そのうち低い額を基準とするという市独自の基準を設けたい。

国のほうの想定ではリフォームであれば、それほど除却して建て替えるよりも費用はかからないだろうということで、アップが想定されていないようであるが、法人といろいろ協議を進める中で、かなりリフォームであっても建物が大きいと、それなりに費用がかさんでくる可能性があるということで、我々としては、令和2年度に行った全て除却して建て替えた園との整合性を図るために、市の独自の基準を設けたいと考えている。

説明は以上である。

植田子育て支援課長 (2)についてご説明申し上げます。(2)運営費等補助金という形で①経緯及び課題である。こちらは平成20年から補助体系で実施している保育所等の運営費等補助金について、保育園園長会からの要望を受け、保育園園長会と調整を行った結果、公定価格との整合性を図るため、以下の点について改正を行うというものである。

1つ目が運営費等補助金単価、こちらのほうが旧都加算が交付金化された当時の人件費単価となっていることに対する見直しというところ。そしてもう一つが、平成27年度から制度が開始された子ども・子育て支援新制度に基づく公定価格における定員区分と、運営費等補助金における定員区分の整合性を図ることとしている。

②主な改正点ということで、こちらのほう重なる部分があるが、令和3年度の人事院勧告に基づく人件費単価への見直しということと、運営費等補助金と公定価格定員区分の整合性を図るところを3月の議会で改正をしたいと考えている。

説明は以上になる。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次は9番、令和4年度保育所等入所申請についてである。市側の説明を求めたい。

植田子育て支援課長 協議会資料9をご覧ください。令和4年度の保育所等の入所申請についてのご報告である。

令和4年の4月保育所等の入所、新規入所の1次申請受付状況ということで、令和3年10月22日から11月12日までの間、受け付けたというところで入所申請者の数を報告するものである。

表のほうをご覧ください。令和4年度というところの欄、一番右側になるが、合計ということで504の申請があった。前年比ということで言うとマイナスの69人ということになっている。こちらのほう希望数ということで、転入者及び管外保育所希望者を含まない令和3年11月30日時点ということになっている。そして募集人数を書いているが、こちらのほうは、令和3年10月21日時点の状況ということで補足する。

2番目に、令和4年度の入所の今後のスケジュールというところである。令和4年1月28日には、第1次の申請利用調整結果の通知を郵送予定をしている。2次申請については、市外も含めてというところで受付が令和4年1月7日から令和4年2月18日まで想定していて、令和3年11月12日受付分までの1次申請の利用調整後、定員に空きがある場合のみ2次利用調整を実施していきたいと考えている。

説明は以上になる。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安斉委員 前年度との比較なので、はっきりどうなのかわからないが、今度の10月22日から11月12日までの申請の中で0歳児だけが前年よりも10人ふえているが、例えば産み控えがあるだとか何だとか言われている最中なのだが、何か理由があるのかどうかその辺りを伺いたい。

植田子育て支援課長 年齢ごとに見ると、0歳児が若干増というところになっている。こちらのほうは明確な理由というところでは把握はしていないが、やはりコロナの状況が多少収束というか、感染者数も全体として減ってきたというところの中では、多少感覚として預けるというところが出てきたのかとは

思っている。

安齊委員　　これからまた2次募集、3次募集とあると思うが、このいわゆるその定員に対してどうなのかという見通しのあたりではどんな状況なのか、予測されるところで結構である。

植田子育て支援課長　定員に対してというところだが、こちらのほうはやはり昨年同様、申請数は若干少ないのかというところでは感じているところである。こういったところをしっかりと園長会とも調整、共有を図りながら、今後の利用定員のあり方とか、そういったところを含めて対応していく必要があるのかと感じている。

安齊委員　　その利用定員を縮小して考えるとおっしゃったが、これは本当に平常時というかコロナが収まって、完全に収まった後になるとこれはまたふえてくるわけなので、いつきの対応にしても、私はやはり慎重にあるべきだと思うが、その辺りについて聞かせてほしい。

本多子ども青少年部長　申請者数がかなり減ってきているということで昨年も同じような状況にあったが、昨年もその申請者数が大分減ったということで、定員の空きがかなりあったという状況は今年、多分恐らく来年度も同じかと思っている。ただ、今年度も4月、5月の時点でかなり空きはあったが、徐々に徐々に埋まってきて、今最新の1月入所、12月1日現在なのだが、例えば0歳児だと1人しか空きがない状況になっている。1歳児も1人枠しか空いていないということで、恐らく様子見があって、状況を見て預けるという傾向にあるのかと見ているので、そういったところが今年あったということでは、恐らく来年度も同じような状況にあるのかということが一つあるかと思っている。

なので、利用定員の変更というのも一つ検討材料としてあるが、やはりよく状況を見ながら、お互いに保育園側とキャッチボールしながら、対応を検討していかなければいけないかと考えている。

三階委員長　　ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長　　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次は10番である。令和4年度学童クラブ入所申請についてである。市側

の説明を求めたい。

石山児童青少年課長 よろしく願います。協議会資料10番のほうについて説明をさせていただきます。令和4年度学童クラブの入所申請状況についての報告である。

11月1日から先月の7日まで、第1期の学童クラブの入所申請を受け付けたところ、申請件数が、そちらの資料にあるとおり1,706件という形で第1期の申請を終えている。昨年度の同じ第1期の申請と比べて53件のマイナスという形である。

申請方法の内訳では、窓口、それから通っていただいている学童クラブでの受付、郵送、それと今年度からインターネットでの受付も開始している。申請の結果通知については、今現在受け付けしている第2期の1月11日の申請受付を終えて、結果を出してから、一緒に第1期のほうと通知を出す予定である。

説明については、以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 まだ第1期の状況だけなので何とも言えない部分はあるかと思うが、今後の見込みというか、さっき保育園のほうの話もあったが、学童についても、特にコロナ禍で学童クラブにあえてお子さんが行かない状況なんかも議会に報告、そういう状況があったみたいなこともあったと思うが、学童クラブの申請の今後の見通しというか、所管としては、今どんなふうに見ているか、教えていただきたい。

石山児童青少年課長 正直なところ申し上げて、昨年度もコロナの緊急事態の宣言が出ている中で、実際第1期は1,759件、資料にあるとおりだが、最終終わってみると、おととしと変わらない1,921件である。

今年も見通しとしてはほぼ同じような状況で、第2期、第3期、第4期と、先ほどの保育園のほうの入所の説明でもあったとおり、徐々に様子見の方や転入転出、その辺りの見通しが立った方から、そういった申請いただくと埋まっていく状況になるのではないかと考えている。

大野委員 あとは今年度からインターネットでの申請というのを始めたということなのだが、何かいただいているお声とかあるだろうか。

石山児童青少年課長 こちらのインターネットの受付なのだが、ちょうど準備が始まった

のが、年度当初から計画されてたものではなくて、9月頃からやはり利便性を高めるためにちょっと挑戦してみようと思って始めたものである。やはり周知期間とかそういったものが難しかったというのがあって、その資料にあるとおり15%程度の申請にとどまっている。そういったところの反省点は一応あるが、来年度への改善点として持っていて、一方で、おっしゃっていただいたように、評価としてはやはりスマートフォンとか、15分、20分の範囲内で済んだということで、便利だったという声は一部いただいている。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

続いて、11番の令和4年多摩市成人式についてである。市側の説明を求める。

石山児童青少年課長   協議会資料の11番のほうの資料についてご説明をさせていただく。来年の1月10日に予定している令和4年の成人式についてである。

次の成人式においても3密を避ける工夫が必要だから、式を二部構成、午前と午後に分け、さらに来賓者も限定し、時間も短縮して行う予定でいる。現在17名の新成人の実行委員会が企画、市のほうと一緒に協力していただいで、企画のほうと一緒に検討いただいでいる。

対象者は、平成13年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた、住民基本台帳に登録されている市民の方を基本としていて、1,495人の方がいらっしゃる。

式のほうだが、一部、午前中が11時からの45分間、午後が14時から45分間になる。17名の成人式の実行委員の方が中で協議していただいで、来年の成人式のテーマは『心あたたまる再会』というテーマになっている。式典のほうについては15分間で、国歌斉唱、市長の式辞とか議長のほうの祝辞、こちらはビデオメッセージでいただく予定でいる。残りの30分間をイベントとして、過去の振り返り映像を流したりとか、ゲーム要素のある抽せん会等を行う予定でいる。

実行委員会17名の方の希望でお世話になった中学校時代の恩師を何人

か呼びたいということで、その方々を来賓として予定しているという状態である。

説明については以上になる。よろしく願います。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 例年だと成人式で、食育の指導も同時に行われているかと思うが、コロナの影響もまだある中で、そのことについてはどうなされるのか伺いたい。

石山児童青少年課長 食育の指導ということのご質問だと思うが、こちらのほう成人式に絡んで、食育の指導をしたということは過去にはないが、それと今現在も検討しているということはない状況である。

岸田委員 ちょっと言い方が悪かったと思うが、食育の指導というか、食について、啓発事業的なことを食育の計画のほうにのせてあって、成人式で例年行っていたと思うが、そのことについて伺いたい。

石山児童青少年課長 申しわけない、再度になるが、そういった過去にやっていたというのは、こちらのほうとしては把握していないが、申しわけない。

本多子ども青少年部長 食育の計画のほうに記載があるということなのだが、もし記載があるようだったら、今回の式典自体が45分ということで、かなりタイトな中で、あまり新しいことは入れられないが、例えば当日配るパンフレットとか、そういった中に入れ込むとかその辺は工夫ができるかと思っているので、持ち帰らせて検討させていただけたらと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次は、12番、令和3年度児童虐待防止啓発活動の経過報告についてである。市側の説明を求める。

角谷子ども家庭支援センター長 それでは、令和3年度児童虐待防止啓発活動について、報告させていただく。今年度、新たに取り組んだ活動より先に報告をさせていただく。

まず1つは、ダブルリボンの展示ということで、今年度から子ども家庭支援センターと女性センターとの共催で実施を行った。11月が児童虐待防止推進月間になっていて、併せて11月12日から2週間、「女性に対する

暴力をなくす運動期間」ということになっているので、児童虐待とDVというものは密接に関わる問題でもあるので、今回ダブルリボンということで、児童虐待防止のオレンジリボンとDV防止のパープルリボン、それぞれの啓発リボンを組み合わせた「ダブルリボン」をシンボルとして、展示を行った。

展示場所としては市役所本庁ロビー、永山公民館ホール前のホワイエ、それから関戸公民館市民ロビー広場のスペースで展示を行った。それと併せてヴィータの時計台のライトアップ、そちらで11月1日から30日の16時から20時にシンボルカラーということで、オレンジ・パープルの点灯を交互に行うということで、解説パネル等も設置して、啓発をダブルリボンで行った。

2つ目になる。児童虐待防止の教育ということで、子どもたちが家庭内で感じた嫌なこと、困ったことを保育園や学校の先生等、信頼できる大人に話すことができるように、子ども自ら発信できることを目的に、事業のほうを行った。

実は今年度、令和3年4月に、子ども家庭支援センターのほうで子ども向けアニメ「じぶんがされているのはぎゃくたい？」というアニメを公式チャンネルに動画としてアップしている。それを活用して、子どもたちと一緒に何かできないかということ想定していた。

それで公立保育園の多摩保育園のほうにもご相談をさせていただいて、年長児さんを対象に、活用ができないかという形で話し合ったら、若干やはり少し難しいところもあるので、職員でロールプレイを行おうという形になった。

それで11月30日、30分程度だが、多摩保育園に年長児さんを対象に、事業のほうを行っている。具体的には、子ども家庭支援センターの職員がファシリテーターとか母親役、父親役をやって、多摩保育園の保育士のほうが保育士役とか子ども役という形で、4つの児童虐待について身近な生活場面の設定を行って、たたかれたときとか嫌なことを言われたとき、プライベートゾーンを触られたとき、ご飯を食べられなかったとき等、そういった場面を想定しながらロールプレイのほうを行っている。

それで子どもたちに、それを見ていろいろ感じたことを大人に話して、意見を出していただいて、否定することなく子どもたちの意見を聞いている。最終的には大人に自分の意見が言えたというところを子どもたちにメッセージとしてお伝えをしているという形になる。

3つ目に、子どもの虐待対応マニュアルというものを子ども家庭支援センターのほうで策定している。今回9月に新たな児童虐待対応マニュアルを作成して、各関係機関のほうに配布をして、児童虐待に関する理解とか相談・通告について改めて説明を行っている。

改訂の大きな目的は、令和2年4月に、通告先が子育て総合センターから名称も子ども家庭支援センター等に変わっていること等も含めて改訂をしている。庁内の職員がマニュアルを使って庁内研修も行って、窓口の中でも気づきという視点で、何か気がつけば子ども家庭支援センターに連絡を欲しいということを庁内研修で行っている。

続いて、毎年児童虐待の啓発講演会を行っている。今回は11月9日に、やはりコロナ禍でゲームをすることがふえたということで、家庭内でトラブルになるということも相談の中に多く入っていた。それで今回はゲーム依存外来を行っていらっしゃる駒木野病院の佐山先生を講師にお迎えをして、ベルブホールのほうで行って50人が来所されている。

あとはおおむね毎年行っている児童相談所との養育家庭体験発表会を11月10日に行った。その他は各地域子育て支援拠点や児童館との展示、図書館との連携、それから今回たま広報で通告先の紹介と併せて、新たな課題であるヤングケアラー等について周知のほうをさせていただいた。

報告は以上になる。

三階委員長  
大野委員

市側の説明は終わった。質疑はないか。

虐待防止教育について今年度からの取り組みということで、今回はなかなかいきなりどうこうというのは難しいだろうから、ロールプレイをやってもらって、お子さんたちの発言をしてもらおうというのがあったが、例えばどんな反応がお子さんたちからあったのか、どんな発言があったかあるいはどんな様子があったかみたいなことがもしあれば、かいつまんで教えていただけたらと思う。

角谷子ども家庭支援センター長 子どもたちからは、素直にたたかれた、かわいそうだなとか嫌な気持ちになったな、泣いていてかわいそうだというご意見をいただいたり、それから、心理的虐待とかひどいことを言われて、とても嫌な気持ちになった、怖い気持ちになった、そういったご意見、お子さん自ら。ご飯を食べれないお子さんには食べられなくてかわいそうということ、そういった本当に素直に感じたお話をその場で子どもたちがしてくれた。

その後は、多摩保育園のほうでも丁寧にフォローしていただいて、聞いてみてどうだったという意見も、その後続けてしていただいて、虐待とは限らないが、嫌だなと思ったことを子どもたちがいつも以上に先生たちにお話をしてくれたということも確認している。

大野委員 唯一ある公立保育園のこういうところで、こういう取り組みが最初でできるというのはやはり一つの利点かなと思う。ただ一方、今後この虐待防止の教育というのをどういう形で広げていこうとされているのか。たまたま今言ったように保育園があっただけだけれども、ずっとそこだけというわけにいかないだろうし、どんな感じで広げていかれるおつもりなのだろうか。

角谷子ども家庭支援センター長 まず公立保育園と実施して、また、そこで出た課題等を工夫しながら、改良しながら、今度また保育園園長会等に提案をさせていただいて、ぜひ一緒に連携してやっていただける園を確認して、できれば全園へどんどん展開していきたいなということを考えている。

安齊委員 ここにヤングケアラーについての紹介と出ているが、実は多摩市議会でも、ヤングケアラーの問題は複数の議員さんが取り上げている。今日の朝のニュースで、家事をしながら聞いていたから、ちょっと不確かかもしれないが、たしか群馬県の高崎市だったと思うが、ヤングケアラーの該当者を何名として割り出している。それについて市がしっかりとお金を出して、ヘルパーさんを配備をするという全国でも珍しい取り組みだと思うが、なかなか議場でのやり取りを聞いてもヤングケアラーの実態について浮かんでこないが、せめてその数についてつかめるだとか、まだつかめてないだとかその辺りのほうはいかがなのだろうか。

角谷子ども家庭支援センター長 ヤングケアラーについては、今年度も国の調査が子ども

家庭支援センターほか、教育部門、高齢部門、障害部門の各部門にヤングケアラーの調査という形で、実態調査が入っている。子ども家庭支援センターのほうは要保護児童地域対策協議会として把握しているのは、今年度の数が昨年度と同様ぐらいで、十六、七件のお子さんがいらっしゃるというのは把握している。

安斉委員 今初めてそれぐらいの数があるということがわかった。本当にもう具体的に救済する手だてを、やはり自治体としても考えていくべきだなと、今日のニュースからだが、感想を述べて終わる。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次は13番、パルテノン多摩4階子どもエリア事業の進捗状況等についてである。市側の説明を求める。

角谷子ども家庭支援センター長 それでは、パルテノン多摩4階子どものエリア事業の進捗状況について、ご報告させていただく。

今回は、令和4年3月にプレオープンする4階の子どもエリア事業において、そこに設置される遊具の内容がおおむね決定して、イメージ図のパス図も出来上がってきたので、本日、報告をさせていただきます。

結果としては、新たなパルテノン多摩の改修工事の中で、地域の住民が来場して、そこに居場所をつくって、にぎわい創出を行っていくという目的もある。その中で、4階のほうもそういった場所になることを目指して、居場所として目指して造作家具等の設置のほうが決まっていた。

その中で文化・生涯学習推進課において、プロポーザル方式で造作家具の委託の事業者等が決定して、株式会社丹青社に決定して契約をして、その後、文化・生涯学習推進課を中心に、事業者、子ども家庭支援センター等と意見交換をしながら、造作家具について検討を進めてきたところである。

具体的には、造作家具の内容については、4階の子どものエリア事業の中では、子育て広場と相談事業と日常保育とイベント等を実施するという形になっているが、実際造作家具を設置する場所については、4ページ目の6月の子ども教育常任委員会のほうで提出した図面も併せてご覧いただけ

ればと思うが、子育て広場の中のわくわくひろばときらきらひろばに造作家具を設置する予定となっている。

まず、わくわくひろばのほうだが、イメージ図のように、就学前のお子さんを中心に綱を持って上ったり、図面で右端のほうにボルタリングがあるので、そういったものをつかんで上る、それから、滑り台で滑ったりという家具が配置される予定となっている。

次のページをご覧ください。併せてわくわくひろばのほうで、もう少し月齢が小さいお子さんが集まる「モクタマ」、こういったものも設置予定となっている。

全体的に平場も用意して、イベント等の活用とか、ここに新たな平地のところ、低い子ども用のテーブル等も置いて簡単な工作とか、コロナが終わったら飲食等のスペースも置きながら、お母さん、子どもさんにゆったりと過ごしていただくというイメージになっている。

きらきらひろばについては、ちょうど多摩中央公園との一番境目の近いところになるが、こちらはどちらかというフリーなスペースという形になっている。中心部分に子どもがだんだんとして上っていけるような木の台を設置して、回りには大人等が見守られるような木のスツールを置いて、真ん中には、子ども広場「OLIVE」という名称になるので、オリーブを連想させるような木のモニュメントの設置予定となっている。

今後については、パルテノン多摩の改修工事が終了した後、造作家具の設置作業が行われるという形になるので、実際には、令和4年3月の中旬ぐらいまでに完成する予定と聞いている。

報告は以上になる。

三階委員長  
岸田委員

市側の説明は終わった。質疑はないか。

この子どもの広場が子どもにとっても保護者にとっても愛されていく場所になればいいと思うが、わくわくひろばのこの「モクタマ」について伺いたいが、今児童館のほうでは、ボールプールのほうが、子どもがちょっとボールをなめたりだとか、また密集するということもあって、ボールプールがしまわれていると伺っている。このボールプール、「モクタマ」ではどのような管理というか、提供がされていくのかというのをちょっと伺いたい。

角谷子ども家庭支援センター長 おっしゃるとおりコロナ禍でもあるので、私どもも事業者から提案があった際に、消毒というところも含めて懸念したところでもあった。ただ、コロナの状況次第では、どれぐらい「モクタマ」を入れていくかという課題があるが、定期的に全体消毒をして時間ごとに行うということと、それから、なめたようなものは別に取りながら丁寧に消毒をしようと、今現状では考えているところではある。状況次第では一時的に使えないこともあるかなと思っている。

岸田委員 このコロナの状況、同じであっても子どもだったりとか保護者だったり、マスク一つとってもつけるつけない、様々な不安を感じていたりだとかというのがあると思うので、その点、利用者の方ともお話を聞きながら丁寧に運営して行ってほしいなと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

ここで協議会案件ではないが、国のほうの動きということで子育て世帯給付金のことについて、今、急な対応をしているということで、その報告をしてもらいたいと思う。

本多子ども青少年部長 それでは、昨日お知らせした子育て世帯への臨時特別給付金クーポン相当分の支給についてである。多摩市としては、クーポン相当分の5万円については、これは現金給付ということで、支給の時期については先行給付する5万円に上乗せした形で、10万円ということで一括給付をしたいと考えている。支給の時期については、先行の給付が12月27日に振り込まれるので、それに合わせて支給するというので今現在準備を進めている。

この10万円の一括給付については、プッシュ型ということで、15歳未満の方については、この12月27日の支給。申請が必要な高校生世代の方については申請を必要とするので、ちょっとこの時期ではなくて、もう少し後ろの時期に支給することになるが、ただ、申請自体は1回の申請で10万円が支給できるようにしたいと考えている。クーポン相当分の5万円については、12月21日、この議会の最終日に補正予算として計上を考えてい

る。ただ、12月27日に支給するためには、あしたには対象者に5万円を支給するという通知文を発送しないといけない状況である。この通知文というのは、受給の拒否をできるという意味確認をしないといけないという今回のそういう立てつけになっているので、16日に文書を発送して、21日に補正予算が可決され次第、27日に支給ということで、通知文が少し早めに準備を進めるということである。

通知文の中には、当然補正予算可決を前提とした上で、27日に支給をするという文面を入れた形で発送する予定である。

内容については、以上である。

三階委員長 この件について質疑はないか。

安斉委員 すごい短期間の間に変更、現場の職員の皆さんたちが大変かと思うが、前の10万円給付のときもいろいろ問題になったが、やはり子育てしている一番困っているところに、じかに行くということが基本だと思うが、例えばDVで別れて生活されていて、でも、世帯主は父親の名前になっているかもしれない。そんなところの判断まできちんとして送付し、支給することができるのかどうか、大変だなと思うが、いかがだろうか。

植田子育て支援課長 今いただいたようなケースについては、当初認めていただいた補正予算の中で、しっかりとそのシステム改修というところで見込んでいて、そのシステム改修をしっかりと行った後で、対象者の方に通知を差し上げるというところである。そしてまた、DV等で被害を受けていたりだとか、あるいは、住民票のあるところとは別のところに住んでいる方がいらっしゃる。そういった方については、そういった方の対象の市町村と連携を取って、そちらのほうからしっかりと支給ができるように、適切に対応していきたいと考えている。

三階委員長 ちょっとこれは補正のことなので、そちらでまた質疑をお願いします。

本件については、これで終わりたい。

次は14番、学校大規模改修工事の改修内容とスケジュールについてである。市側の説明を求める。

加藤教育振興課長 よろしくをお願いします。協議会資料の14番、お聞きいただきたい。

学校の大規模改修工事の改修内容とスケジュールについてのご報告であ

る。こちらについては、昨年度はコロナウイルスの関係で予定していた大規模改修、一旦立ち止まって、今年度再開をしたといったところで、スケジュールが少しずれてきたところがあるのと、国庫補助金が昨年度制度が改正されて、今までの老朽対応から長寿命化といったところで考え方が変わったところがあった。そういったところの状況を含めて検討したところ、内容とスケジュールが確定したので、こちらでご報告ということである。

補助金に関しては、今まで老朽化対応ということで、外部、内部といったところ、内部だとスクールパーテーションを含めて工事対象、補助対象だったところだが、今度は長寿命化ということで長く施設を使うということで、外部・設備配管が対象ということで、対象となるものが変わった。

そういったところを踏まえて方針を立てたところでは、学校の校舎と体育館の安全・安心を確保するためとかそういったところについては、しっかりやらせていただく。プールについては、民間プールの活用も今進めているので、そういったところも視野に入れながら、可能な限り先送りをして事後保全をしていく。

内装の部分のところは補助対象から外れたので、そちらのところは機能の確保状況で、改修内容を精査していくというところ。そちらの精査していくのは今後、実施していく基本・実施設計、その辺りのところで見直しを図っていくといったところと考えているところである。

それとともに35人学級編制とか国の制度が変わってきたりとかしているところにも対応をしていくといったところと考えている。

工事金額の算出の部分のところは先ほど申し上げたが、基本・実施設計、鶴牧中学校が直近のところになるが、そちらのほうを進めていく中で算出していきたいと考えている。

こういったところを踏まえて、2ページのところにあるスケジュール変更といったところで、2ページが現計画、3ページが変更計画といったところである。

変更計画、3ページのところをご覧いただきたい。2年度については、先ほど申し上げたとおりコロナで工事ができなかった。その関係で予定したところが遅れてきている。鶴牧中学校の設計については本来であれば2年

度、3年度で実施する予定だったが、今までのところもあるので補助金も含めて精査して、4年度から、来年度から予算をまた計上させていただくが、進めさせていただきたいと思っている。

その後は1か年で2校、2か年工事、夏休みを中心の2か年工事で1か年で2校、ちょっとずらしながら、補助金も最大限獲得ができるようにといったところで、今まで進めてきた工事のスケジュール感と変わらないようなところで進めていく。

それに併せてトイレの洋式化工事に関しては、多摩市としては、令和9年度までに整備率80%以上ということで進めてきていた。こちらを立てたときには、平成29年度時点で、10年以内に大規模改修工事の予定があるところについては、大規模改修の中で行うというものにしていて、令和元年度と3年度でそちらの分対応してきた。

今回の大規模改修のスケジュールの変更によって、令和9年度までで完了しない学校、この表で見ると諏訪小学校がそちらに当たる。そちらについては前倒しで、来年度実施するような方向で今準備を進めているといったところである。

工事の改修内容とスケジュールの変更については、以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

続いて、15番、令和3年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書についてである。

加藤教育振興課長 よろしくお願ひする。協議会資料15番だが、2つ配付させていただいているが、そのうちの抜粋版、色がついているほうでご説明のほうをさせていただく。

事務点検評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、こちらに基づいて、教育委員会が1年に行った事務がどのようなものであったか、教育委員会が自ら振り返り、評価をする取り組みとなっている。

毎年10事業を選定して、点検評価を行っていくものになる。10事業のうち5事業、項番でいくと6番から10番。こちらについては、令和元年度

に既に一度事務点検評価で評価した事業から再評価をして、P D C Aを回していくといったつくりをしているところである。

おめくりいただいたところで、10事業、入ってくるところであるが、こちらのところでは目標の達成状況と、今後の方向性、そちらのほうを指標をつけて、評価させていただいている。AからDといったところに入れさせていただいているところである。

コロナ禍の中で事業を進めたところもあるので、目標の達成状況が取り組み目標に達しなかったとか今後の方向性、見直しをした上で継続するか、そういった内容のものも含まれているところであるが、コロナ禍の中でもおおむね進めることはできたのかといったところで、教育委員会としては評価のほうはさせていただいているといったところである。

詳しくは冊子版をご覧ください。説明は以上である。

三階委員長  
遠藤委員

市側の説明は終わった。質疑はないか。

事務点検評価報告書を拝見した。コロナ禍の中でも大変熱心にやられていると思うが、このフォーマットについて伺いたい。今、取り組み内容と事業の実績と事業の評価と分析、大きく分かれて、あと所見とかあると思うが、事業評価する際の成果指標というのが見えないが、A B Cで取り組みを達成した、もしくはおおむね取り組み達成したとあるが、100%から90%と言っている根拠として何か数字がないと、一体何を根拠でこのAとかBとか言っているのかと思ったが、例えば例を出すと12ページを見ていただけるか。

学校における働き方改革の推進とあるが、例えばここでこの事業の実績の中で、市内中学校で「部活動指導員」等を活用して、教員の負担軽減、在校時間の短縮を図った。部活指導員は9校16名とあるが、これはいいと思うが、目標が一体何名ぐらいの派遣を予定していて、何人になったのかというところの成果、スタートの目標と結果とそこの記載とか、もしくはその20ページで見るとネットトラブルのところがあるが、ここなんかもその数字の管理がないなというか、数値目標とかそういうところでお話しただかないと、A B C DでP D C Aと言われてもなかなか指標としては難しいような気がするが、この辺のお考えを伺えるか。

加藤教育振興課長 評価をするときの数値目標とかその達成の状況といったところで、どのように考えているのかといったところでのご質問であるが、数値目標がなじむものとなじまないもの、当然教育の部分のところであると思っている。取り組みの内容の部分のところというのが取り組みを始める前のところで、年度が始まる前のところでこういった取り組みをしていくといったところで、教育委員会のところで所管課のほうから上げて、教育委員会の中で決定をしているようなところである。

そういったところでの数値、例えば部活動指導員9校16名、これは結果として9校16名、何人雇う、何人雇用する、そうしたところではなくて在校時間の短縮、教員の負担軽減、そちらの部分のところはどうできたかといったところが大事なところだと思っているので、そちらの部分での評価、外部の力なども活用させていただきながら、時間のほうが減っているといったところである。

そういったところでの評価で取り組みとするとAだとか、そういったところでの評価をしている。

遠藤委員 別に責めているわけではなくて、こうしたほうがいいのではないかとというご提案を申し上げている。やはり数値で管理しないとわからない。主観のお話ではなくて、成果指標でPDCAとおっしゃっているわけだから、そこはやはり強弁しないほうがいいと思う。今後その改善してほしいということをお願いしているので、その点お願いします。

鈴木教育部長 ご質問者ご指摘いただいているとおり、成果指標を定めて、PDCAで回していく、行政評価のベースの部分である。なじむところ、あるいはなじまないものについても工夫をして、定量的な評価ができるようにしていくということは、本委員会のご意見あるいは議会のご意見ということで、真摯に受け止めさせていただいて、改善を図っていきたいと考えている。

一方で今回よくご覧いただきたいと考えているのは、教育委員会のボード、それから外部委員も含めてご評価をいただいているところである。様々な角度から様々な視点、専門性から評価を取り組んでいるので、いただいた意見をいかに反映できるのか、これから検討して取り組んでいきたいと考えている。

遠藤委員           まさに今教育部長がおっしゃったところ、大変重要なことだと思う。そういう意味において、この教育に関し学識経験を有する者の意見及び提言というのがあって、何かちょっと見慣れた名前があるなと思ったが、このお二人はどういう方なのかということと選んだ理由を伺う。

加藤教育振興課長   学識経験者を選んだ理由というところであるが、多摩の教育といったところで多摩市の教育の部分のところ、ご存じな方というところはあるのかなというところである。あと男性、それまでのところは男性お二人だったところもあった。女性の意見もやはり必要だということもある中で、女性の委員も、学識経験者として選ばせていただいたところである。

大野委員           申しわけない、今のところで私も気になっていたが、確かに学識経験者の方ではあるのだろうが、教育部参事をやられていた方ではないかと思う。ただ、ある意味その分よくご存じであってというのはあるかもしれない。ただ、先ほど外部の有識者という観点から言うと、大変失礼だが、今は外部かもしれないが、ある意味内部にいらした方で、よくいろいろなことをおやりになってきて、ある意味今回選定された事業についても、もしかしたらいろいろなことをやっておられたのだと思われるわけである。その方が今は持ち場を離れたとはいえ、こういう点検作業をやるということが果たして適切と言えるのかどうか。その方自身というよりもそういう人をお選びになってやっていただくことが果たしていいのかどうか、言葉は悪いかもしれないが、お手盛りになる可能性もあるわけである。

                          だからそこはやはり今後のあり方として、その方にアドバイスいただくことは全然いいと思うが、こういう形でご登場いただくというのが適切なのかどうかというのはどうかなとは思ったが、もしお考えがあればお聞きしたいと思う。

鈴木教育部長       委員のご指摘も全く真っ向から否定する話ではないかなと思っている。既にご指摘のところは神山さんだと思うが、神山さんについては、既に多摩市だけではなくて、教職から離れていらっしゃる、今大学で講師、先生をされている一教育研究者という立場である。

                          委員の選定についても、事務局で恣意的に選んでいるのであれば、ご指摘を受けてというところではあるが、教育委員会のボードの中で、識見を有す

の方でかつ先ほど教育振興課長から答弁させていただいたが、多摩市の教育に一定の見解、見識のある方。さらにやはり現場に入っていて実情を見て、学術的な論点も含めて建設的な意見をいただける方ということで、教育委員会のボードで選考しているので、ご理解いただきたいのはお手盛りになるように、事務局でこの方を選んでという形ではないことはご理解いただきたい。

ただ、今複数の委員からもご意見をいただいたので、教育委員会として、いただいたご意見については真摯に受け止めさせていただきたい。

大野委員       私も別にその方が能力がどうかということではなくて、今、教育部長がおっしゃったように、そういう見識から評価していただけるものとお考えになったというのもあると思う。ただ、こういう点検ということ言えば、ちょっとそこは今遠藤委員も私もあるいはほかの人も同じことを思う方はいらっしゃると思うので、やはりそこは今後のあり方については、ぜひお考えいただけたらと思う。要望としてお伝えしておく。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次は16番、多摩市立多摩ふるさと資料館整備の進捗状況と今後の予定についてである。

齊藤文化財・教育企画担当課長   よろしく願います。協議会資料16をもって報告をさせていただきます。

協議会資料16、2つある。まず、最初の資料を開けてほしい。多摩市立多摩ふるさと資料館整備の進捗状況と今後の予定についてということである。まず、資料館の整備進捗状況である。こちらについては、工事等順調に進んでいるというものである。

続いて、資料館開館に向けた準備状況。まず1つ目、資料館の展示コンセプトである。こちら2つ目の資料を開けてほしい。多摩市立ふるさと資料館の施設・展示コンセプトについてということである。このページの中段、3番として施設全体コンセプト（基本理念）、「未来へと人も文化もつなげる場」ということでコンセプトを定めている。

次のページを開けてほしい。こちらのほう、展示スペースのコンセプト・目的を表でまとめさせていただいている。3ページの下段にレイアウトを示しているが、まず1階に収蔵展示室を5室設けて、来館いただいた方々に見学いただくような形で準備を進めている。2階であるが、収蔵室のほかに真ん中に多目的室を設けている。こちらの多目的室で、小・中学校の資料館見学のときのオリエンテーションとか、また、文化財に関わる講座、講演会等を開催するというので、予定をしているものである。

続いて、4ページを開けてほしい。それぞれの収蔵室のレイアウト、コンセプトをお示しをさせていただいている。まず、1階の昇降口に入ったところ、こちらについては多摩市の大型民具ということで、味噌樽の大きさが違うものを、大きいものを奥から並べてきて、ちょっと見た目、見た感じ、迫力あるレイアウトをさせていただきたいということで今準備計画をしておるところである。

続いて、次のページ、収蔵展示室1である。こちら入り口から一番最初の展示室である。コンセプト、狙いとしては、「多摩ふるさと資料館へようこそ！」ということで、多摩市の歴史を学び、ふるさと感じるような大きな映像とか写真、ジオラマ、こうしたもので大きな多摩市の歴史の流れをつかんでいただきたいと考えている。

次のページに進んでほしい。収蔵展示室2である。こちらは、縄文時代から古代までを中心に、土器などを見ていただきながら歴史を知るというコンセプトで、土器または石器等の展示を考えておるものである。

続いて、次のページを開いてほしい。収蔵資料室3である。こちらは「むかしの暮らしを見る、学ぶ」ということをコンセプトにして、旧小泉家の一部復元をさせていただいて、それに伴って様々な暮らしの道具とか電気の時代の家電、そうしたものを展示していきたいと思っている。こちらの旧小泉家の一部復元したところに関しては、子どもたちがそのまま入って行って、実際に体験としてできるような形で今準備を進めていきたいと思っている。

次のページを開いてほしい。収蔵展示室の4である。こちらは「むかしの仕事を学ぶ」ということで、農業を中心に、昔の農業で使った道具とかそう

したものを展示して、見ていただく、触れていただくということで準備を進めているところである。

次のページを開いてほしい。収蔵展示室の5、1階の展示室最後の部屋である。こちらは働く車、運搬中心の大型民具ということで、こちらのほうを展示させていただいて、来館いただいた方々にご見学もしくは体験いただくということで、整備を進めているところである。

最初の資料の1つ目のほうにちょっとお戻りいただきたいが、こちらについて先ほど申し上げた収蔵展示室の3の旧小泉家の復元であるが、いろいろと課題、制約等があって今整理、対応させていただいているが、開館後によれば展示ということも今想定しながら準備を進めているというものである。

今後の予定であるが、年明けの1月に工事が終了して、2月から各施設中の整備ということで、展示品等の持込み等準備を進めていきたいと考えている。3月27日に内覧会、4月1日に資料館の開館、翌日2日に開館記念イベントということで準備を進めているものである。

雑駁だが、説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 申しわけない、旧小泉家のこと、何か制約というお話があったが、どんな制約があるのか。

齊藤文化財・教育企画担当課長 教室の中での復元になるので、どうしても高さとか幅とか、やはり昔の古民家なので、一本一本の柱が太かったり、あと床の高さをもとものところで再現してしまうと、人間が入ると天井高が頭すれすれとかというところまでいく。学校の教室のはりというのも実はあって、それを伸ばすとどういう設置ができるとか、専門家の方とかいろいろな方々と相談しながら、できるだけ昔を再現するような形でということで対応しているところなのだが、やはりそこはどうしても一つ動かすと、一つ問題が出てくるようなところがあって、整理、対応しているということである。

大野委員 4月2日のイベントというのはどんなことが予定されているのだろうか。

齊藤文化財・教育企画担当課長 4月2日のイベントであるが、ふるさと資料館単独での開催ではなく、併設されている交流センターと同時開催ということになっ

ている。詳細のほうはこれからということで、申しわけない、現時点で答えられない。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

続いて17番、都指定史跡用地に関する申し出についてである。それでは、説明をお願いします。

齊藤文化財・教育企画担当課長 それでは、協議会資料17をご覧ください。都指定史跡用地に関する申し出についてということで、東京都の指定史跡、和田にある「稲荷塚古墳」、こちらの所有者7名の方から、高齢化や都外在住など管理が難しくなっているため、史跡用地を寄附するので市に史跡の管理をお願いしたいという申し出を頂戴している。古墳、史跡の上に現在神社と灯籠とかそうしたものが現存している。所有者の方からは、この神社については隣接するところに小さな社殿を設けて、移転させるという申し出、また灯籠とか鳥居についても、撤去してということでの申し出を頂戴しているところである。

このお申し出に基づいて、次のページを開いてほしい。古墳の上にあるものであるから、古墳に影響を与えないような形で対応していかなければいけない。また、上にのっているお社とか灯籠、鳥居、こうしたものが文化財価値があるとしていかなものかというところの確認ということで、文化財保護審議会に諮って、確認をさせていただいた。

文化財保護審議会のほうからは、神殿、灯籠については撤去しても問題ない、また、鳥居については撤去して問題ないが、若干歴史のあるものということで、可能であれば神殿を設ける、新しいお社を設けて、隣接地への移転を所有者の方々に打診していただきたい、検討をお願いしたいという話をいただいた。

最後に無縫塔だが、こちらについても撤去して問題ないという文化財保護審議会からは回答いただいたが、所有者側で、隣接地へ移転を予定しているということでの申し出を受けているというものである。

こうした文化財保護審議会からの結論をいただいたので、今後、古墳、史

跡の保存に影響のない移転、また撤去の方法を検討するために、引き続き東京都の指定文化財であるので、都と所有者と調整を行って、年明け、年度内にこの撤去もしくは移転の方法を確定するための試掘調査をさせていただきたいと考えておるものである。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 申しわけない、あくまでも一般論でいいが、こういう神殿とか灯籠とか鳥居の撤去していい場合といけない場合の線というのは何かあるか。線というか、こういうレベルだと撤去はちょっと難しいのだみたいな話はあるのかどうか。

鈴木教育部長 基本的には委員のお求めのルールというものはないと思う。今回は稲荷塚古墳については、冒頭文化財・教育企画担当課長から説明したとおり、氏子さんたちの所有になっているので、前回、勉強会でもお伝えしたと思うが、市がこの土地を寄附いただく場合は、基本的にはご神体がある状態では、祭祀に使うことが目的になるので、市では所有できないということでこれまでキャッチボールをしてきた。

今回の経過はこの資料の1ページ目にもあるが、高齢化とか様々な場面から管理が難しくなってきたので、市に史跡用地を寄附したいよと。ついてはご神体、付随するもの等に移設、撤去するがいかがだろうかという問いかけに対して、文化財保護審議会で動かして、下の実際の古墳を傷めないのかどうか、そういった判定を今回いただいたところである。

判定をいただいた中で、鳥居については、文化財としての価値があるものと専門の先生から助言、アドバイスがあったので、もし残せるのであれば、氏子さんたちのほうで移設するお社のそばにでも設けてはいかがかと、そういう進言をしてほしいと、そんな助言をいただいたとご理解いただきたい。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次、18番、多摩中央公園改修整備・運営事業の事業者決定と今後のスケ

ジュールについてである。

長谷川公園緑地課長 それでは、協議会18の案件で、多摩中央公園の事業者決定と今後のスケジュールについてご報告させていただく。

本件であるが、多摩中央公園の案件ではあるが、多摩中央公園内に、教育委員会所管の旧富澤家も含んでいるということで、ご報告をさせていただくものである。

資料については、生活環境常任委員会のフォルダをお開きいただいて、令和3年12月14日のフォルダがあると思うが、そちらの協議会18の1つ目の資料をお開きいただきたい。

今議会開会前に全議員説明会の際にお時間いただいて、多摩中央公園改修整備・運営事業選定事業者の提案内容をご説明させていただいた。改めてこれまでの経過と今後のスケジュールについてご報告をさせていただくものである。

まず、1、これまでの経過である。平成30年10月にPPP構想検討・事業手法導入可能性調査を実施した。11月にプレイスメイキング社会実験を行って、市民ワークショップを行いながら、平成31年3月に、多摩中央公園改修基本方針を策定・公表した。その後、令和2年3月にPPP手法導入可能性調査を行い、基本設計を完了した。12月に、パークPFI制度に係る規制緩和のため、公園条例を改正させていただいて、令和3年1月に公募を開始した。8月に提案書の受付を締め切って、10月に事業者を決定し、公表したところである。

続いて2の選定事業者である。記載のとおりTAMAセントラルパーク共同企業体で、代表法人を物林株式会社が務める。構成法人については、表に記載のとおりとなっている。

次のページに進んでいただいて、選定事業者の提案額である。表に記載しているが、表は左の列から金額の項目、それから、事業者が提案した費用、それから、市が公募条件で示した費用ということになっていて、1行目が総額での比較となっている。事業者からの提案費用が市の提示費用よりおよそ3億円低い額というところになっている。

3、今後のスケジュールである。今議会ではパルテノン多摩4階、5階の

飲食スペースの条例改正と、それから債務負担行為の設定を上程させていただいた。また、生活環境常任委員会、子ども教育常任委員会、両委員会にご報告をさせていただいて、この後に基本協定を締結して、年明け1月に市民説明会を開催する予定である。その後、2月上旬に、「公募設置等計画」の認定と実施協定の締結を行う。2月中旬にプレイスメイキング社会実験を行い、3月議会では、指定管理者の指定と債務負担行為再設定等を上程させていただく。また、3月下旬にCMAの連携協議会も設立予定である。令和4年の9月議会では、特定公園施設建設・譲渡契約の議決を上程させていただいて、契約締結後、工事のほうに入っていく。改修後の全面供用、それから指定管理業務の開始は令和7年1月上旬を予定している。

説明のほうは以上となるが、資料のほうは、もう一つ参考資料で、事業者の選定委員会の審査結果報告書もつけているので、こちらはちょっと量が多いので割愛させていただいて、後ほどお時間あるときにご確認いただけたらと思う。

雑駁だが、説明は以上となる。

齊藤文化財・教育企画担当課長 今、公園緑地課長から説明させていただいた多摩中央公園改修整備・運営事業の中で、公園内に旧富澤家、教育部が所管しておる施設がある。こちらの施設に関しても、今、公園緑地課長から説明をさせていただいたとおり、このパークPFI、選定事業者、TAMAセントラルパーク共同企業体のもと、来年4月からもこれまでどおり市民の方々に旧富澤家見学、もしくは利用していただくようにしていただく予定である。

また、事業者のほうからの提案を受けて、令和7年のリニューアルオープンに向けて、その提案の中でいろいろと検討を進めていった中で、より旧富澤家の利用を進めていけるような提案があったら、これを実現していくということで、準備を進めていきたいと思っている。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

続いて、19番、多摩市就学援助費補助要綱の一部改正について、それと

20番、多摩市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、これを併せて説明をお願いします。

麻生学校支援課長 よろしく願います。私からは番号19番、多摩市就学援助費補助要綱の一部改正について、及び20番、多摩市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正についてをご説明させていただきます。

まず、就学援助費のほうである。改正する条項及び改正の主な内容についてご説明させていただきます。

まず、初めに改正する条項だが、第4条第2項である。内容としては、新入学児童・生徒学用品費の支給について、市外から転入された方が、従前所在地で支給された援助額よりも、多摩市が支給する援助額のほうが多い場合に、これまでもその差額分を支給していた。このことを明文化をさせていただいた。

次に、第5条第3項である。医療費の支給を受ける方の個人番号の提出先についてである。個人番号の安全管理に鑑み、これまでは学校及び学校支援課の窓口で提出をいただいていたが、今後は、学校支援課のみを提出先と変更をした。

次に、第7条第1項である。就学援助費の年度途中申請について、申請月の翌月から認定することが原則となっているが、災害や特段の事情により著しく年度途中に収入が減少した場合、こちらについては、これまでも市長が特に認める月から認定してきたという経過があるので、それに併せた改正をしている。

次に、第10条第2項及び第11条第2項である。就学援助費の辞退及び不正による認定の取消しを行う場合に、取消通知書による通知を行う旨の規定が今までなかった。こちらの規定を明文化させていただいた。

次に、別表である。卒業祝金関係。卒業祝金について、生活保護費から支給されている方については、就学援助費から重複支給をしないということをも明文化させていただいた。

次に、第1号様式関係である。申請書の記入漏れや間違い等を防止するため、注意事項等の明記をするとともに、押印の省略ができるということで様式変更をしている。改正年月日は令和3年12月1日で改正をさせていた

だいた。

続いて、多摩市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正についてご説明する。

まず、改正する条文だが、第3条の関係である。市外から転入された方について、収入がわかる資料として、これまで個人番号の提出をお願いしていた。今後は個人番号の代わりに課税証明書または非課税証明書、こちらの書類でも、提出は可だと改正を行った。また、第1号様式関係だが、こちらも先ほどと同じく、押印の省略ができるということで改正をさせていただいた。こちらの施行日だが、令和3年12月1日である。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 19番目も20番目も共通してお伺いしたいが、押印をしなくていいというのはほかのこととの関係で出てくる話かなと思うが、それ以外の改正内容というのは、実際に今までやはり何か具体的なトラブルがあったからこういうことになったのか。それとも何か見直しする根拠みたいなものが別にあったのかということについて、お尋ねできたらと思う。

麻生学校支援課長 これまで事務を行ってきた中で特にトラブル等はない。今回改正している主な内容というのは、主にはコロナウイルスの関係で収入が極端に年度途中で減ってしまった方への対応である。こういった対応は昨年度から実施している。そうした中で、今までは第12条関係で、市長が特に認める事項ということで決裁をしていたが、改めてここで明文化をして、市民の皆さんにもわかるように明文化をさせていただいたということ。それと市民の皆さんの不利益にならないようにということを考えての改正である。

大野委員 もう一度念のため確認なのだが、あくまでも予防的にいろいろなことをお考えになって、こういうことにつながったというだけであって、実際にいろいろ具体的な事項で、こういうことがあったからこれを見直さなければということではなかったという理解でよろしいか。

麻生学校支援課長 そのとおりである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑はなしと認める。本件については、これで終わりたい。

次は21番、「多摩市デジタルアーカイブ」新しいコンテンツの公開についてである。

横倉図書館長 「多摩市デジタルアーカイブ」新しいコンテンツの公開についてである。資料のほうは協議会21の資料、また、添付で多摩市デジタルアーカイブのチラシのほうもおつけしている。こちらのチラシのほうを見ながらお聞きいただきたい。

概要としては、今年の1月25日に多摩市デジタルアーカイブのほうを開始して、「調布玉川惣画図」また縄文土器、そして多摩市史等、こういったものをデジタル化をして、公開をしているところである。11月1日から、市制施行50周年記念事業の一環として、新しいコンテンツを公開をしたところである。新しいコンテンツについて簡単にご説明をする。

1点が多摩市市制施行50周年記念誌である。こちらについては、12月1日に刊行しているところであるが、多摩市デジタルアーカイブのほうで12月10日から公開をしている。こちらについては、デジタルアーカイブでは、多摩市史を含めてキーワード検索が可能となっているので、多摩市の歴史について学ぶときに、キーワード検索等で活用ができるものになっている。

また、続いて、パノラマから見る多摩市の学校・文化財であるが、こちらは市内3か所からドローンによって、空撮をした映像を公開している。こちらの小・中学校のポイントをクリックしていただくと、学校の紹介や校歌も音源が流れるようなものになっているし、文化財の紹介もしているところである。

続いて、小・中学校の学習用コンテンツというものであるが、添付しているカラーのチラシ、裏面を見ていただければと思うが、こちら小・中学校の学習用コンテンツということで、小・中学校の社会科副読本、こちらのほうを電子書籍化して公開している。こちらを学校のほうでも授業等で活用していただく、そういったことを予定をしているものである。

また、この小・中学校学習用コンテンツには、こちらの多摩市史だったり、先ほど申し上げた調布玉川惣画図、縄文土器、そういったものをここからリ

リンクをして、学習ができるような形になっているので、まず、調べ学習の入り口として、小・中学校を中心に授業、自宅での学習、また、多摩市に関心がある方々も活用できる、そういった学習の入り口という形で作り込んでいるので、活用していただきたいと考えている。

また、それ以外の多摩市の民話として「おしゃもじさま」の絵本の紙芝居、デジタル紙芝居。また、多摩の郷土写真ということで、多摩ニュータウンの開発当時だったり団地の建設中の写真など、多摩市ならではの郷土写真のほうも掲載をしている。こちらぜひ活用していただきたいと思っているので、お時間あるときにご覧いただきたい。

以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて22番、多摩市立中央図書館建設工事の進捗状況についてである。

萩野中央図書館整備担当課長 22番、多摩市立中央図書館建設工事の進捗状況についてのファイルを開いてほしい。

まず、初めに工事計画についてである。中央図書館建設工事は、令和3年3月16日から来年令和4年12月28日までの工期を予定している。工事計画としては、今年の4月から6月に準備工事・仮設工事、7月からは土工工事、さらに9月から躯体工事・内外装工事等を進めてきて、来年の12月に検査・竣工を迎える予定である。その後、開館準備等を経て、令和5年5月の開館を予定している。

2の工事の状況である。今年の4月10日に市民の方々を交えて樹木伐採起工式を行った。その後、準備工事・仮設工事を進めてきた。6月から土工工事を開始したが、7、8月は天候不良、雨の影響を受けて土砂の処分が予定どおり進まなかった。11月に入って、処分予定の土砂が土砂受入施設の受入基準を満たさないという指摘を受けた。こちらについては、土砂の中に含まれる水分量が多いというところである。そのため、一時的に土砂の処分を停止している。

現時点では、土工工事について約2か月程度の遅れが生じている状況であ

る。土砂を建設現場から出さないと、その後の躯体工事等に進んでいくことがなかなかできない。土砂については、大きく2つの方策で現場から出す予定である。まずは処分をする。土砂受入施設に受け入れてもらうということである。もう一つが、今後躯体工事を進めた先で建物の周りに埋め戻す土砂を一時的に南永山小学校グラウンドに持っていくというものである。

こちら、その3のところだが、現場における対応・見込みについて。土砂の処分が今現状できない状況になっているということから、埋め戻し用の土砂を運び込んでいた南永山小学校グラウンドに、今回処分予定の土砂も急遽運び入れることにした。現場から出さなければ工事が進められないということに対処するためである。

こちらの土砂の搬入に関しては、近隣住民の方々にダンプの車が通るということで、11月22日付で周知を行っている。今後とも工事が遅れないように、躯体工事と並行して進めていくと同時に、処分予定の土砂については、土砂受入施設の受入基準を満たすために、土質改良等の対応策を検討していきたいと考えている。

説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 7月、8月で雨が多かったみたいなことで、11月に処分予定の土砂が受入施設の基準を満たさない、水分が多かったということなのだが、それはあくまでも雨の多さによる水分の多さなのか、それとも、あそこの土自体に何か水分が多くなっている部分があったのかどうかということについては、はっきりしているのだろうか。

奥空特定施設担当課長 よろしく願います。今回残土について、水分が多かったということで受入基準を満たしていないということになっているが、当初ボーリング調査というものはさせていただいている。その中では水分量については、今回予定をしていた区分があって、第3種の建設発生土で運べるということで予定をしていた。しかしながら、今回雨のせいかというところ具体的には、厳格には回答はできないが、7月から8月、9月と、やはり雨は多かったというのは事実であって、その雨の影響がどれくらいあるかというところはわからないが、それによって水分量が上がったということは予測され

るのかと思っている。この水分量が上がることによって、土の締め固める強度が弱くなるということで、受入処分地のほうで安定的な処分ができないということで、受入基準を満たしてないということで指摘を受けているところである。

大野委員 詳しいことはわからないが、要は、必ずしもその雨が絶対原因かどうかわからないが、少なくとも水分量が多いということ自体が今受入れは施設ではできないということになっているということをはっきりしているということである。もともとあそこの土が何か問題あるとかということではないということで受け止めていいのだろうか、そこは、どういうふうに判断しているのだろうか。

奥空特定施設担当課長 重複してしまうが、もともとの調査の中では、基本設計に入るときに、地盤調査という形でボーリング調査をしてさせていただいたときには、今回その基準に見合う土であったということではある。ただ年月がたつて、また今回工事をする中ではそういった天候不良も踏まえて、そういったものも影響して、水分が高かったのではないかとこのところできているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

最後、23番、新たな中央図書館の開館時間に関するアンケート調査の結果についてである。

萩野中央図書館整備担当課長 最後になる。2つファイルがあるが、まず初めに2つ目のファイルを開いていただけるだろうか。新たな中央図書館の開館時間に関するアンケート調査のお願いというタイトルである。これから、アンケート調査用紙についてまずご説明をした後にアンケート調査の結果をご説明したい。

まず、こちらなのだが、中央図書館の建設に際して、平成30年8月に基本計画を定めた。その中で、中央図書館の開館時間については、夜間開館、祝日開館も含めて検討することにされている。そのため現状の利用者のニーズを把握するために、開館時間のアンケート調査を実施した。

現状の図書館本館の開館時間については、この1ページ目の真ん中あたりに、左側に書かせてもらっている。平日9時半から18時、午後6時、土日は9時半から17時、午後5時になる。

新たな中央図書館の開館時間、いわゆる夜の何時まで開けるのかというところの利用者のニーズを把握したいということで今回調査をさせていただいた。質問にお答えくださいという下段のところをご覧ください。

質問1についてである。中央図書館が開館したら、夜何時まで利用したいか、平日と土日の各1つにチェックと。あとはお住まいはどちらかと年齢は幾つかという問いになっている。

2ページ目をご覧ください。2ページ目については、参考情報として、新たな中央図書館についての説明、こちらについては全てを書き切れなかったので、QRコードでホームページに誘導する形とさせていただいているが、中段には、中央図書館周辺の商業施設等の通常の営業時間、コロナの時短営業の影響を受けない通常の営業時間という意味である。クロスガーデン多摩については、一番遅いところで23時まで、ココリア多摩センターについては22時まで、パルテノン多摩については22時までと、周辺の商業施設の営業時間について書かせてもらっている。

また、下段については、周辺自治体の図書館の中心館の開館時間について書かせてもらっている。府中市立中央図書館は22時まで、調布市立中央図書館は20時30分までと、遅い順に書かせてもらっているが、最後一番下の行に多摩市立図書館本館が18時までと、一番この周辺では早く閉まるというのが現状である。

これらを踏まえて、アンケート調査の結果についてお示しするので、1つ目のファイルに戻っていただけるだろうか。

こちらのアンケート調査については、今年の9月13日から26日まで実施をさせていただいた。先ほどお示ししたアンケート用紙を窓口で配布をして、回収する方法と併せてインターネットによる回答も求めている。回答数について883ということで、下に内訳を書かせてもらっているが、各図書館の窓口での回答以上に、インターネットの回答が232件と、各館のそれぞれの館よりも多い数回答いただいたという形になる。

おめくりいただいて、2ページ目である。まず、初めに質問内容と単純集計のところであるが、単純集計とさせてもらっているが、平日と土日それぞれ分けている。数字が17時まで、18時まで、19時まで、20時までと、こういう表が横になっていて、時間帯が横。回答数それぞれ書かせてもらっていて、その下が累計割合として、回答者の中で何時まで利用したいか。例えば20時までということであれば、それまで早く回答した方も含めた形の79.0%という記載になっている。また、土日についても20時までという回答については、累計割合だと81.8%となっている。

その下の表なのだが、平日と土日で、ボリュームゾーンがどこなのかというところを示させてもらっている。平日土日とも20時までというところが、回答数が非常に多い形になっている。ここをボリュームゾーンだと我々考えていて、逆に言うと21時までという回答、22時までという回答については、それまでの回答の半減した形になっているという現状がある。

考察というところにも書かせてもらったが、20時まで以前はいずれも回答数が多く、21時まで以降は回答数が半減する。そのため20時までというところがボリュームゾーンと言えると。20時まで以前の回答を合算すると全体の8割に達するというところである。

次のページ、質問2についてだが、多摩市内、多摩市外という回答を求めさせてもらったが、多摩市内の回答者が90.3%を占めたという形である。また、年齢についてである。年齢については19歳から39歳と年齢を刻んで書かせてもらっているが、40歳から64歳までの壮年層と言われるところ、また65歳以上の高齢者層という回答の割合が非常に多かった。全体の中では79.4%を占めたという結果である。また、19歳から39歳のいわゆる若者層は全体の15.3%しかなかったという結果である。

次のページをおめくりいただけるだろうか。クロス集計の結果である。こちらは時間帯の回答と年代をクロスさせた表になっている。年代別の要望する利用時間というところである。

この表で見るとおおり、ボリュームゾーン、線を太線で引かせてもらったが、若者層については、夜遅くまで利用したいというニーズが比較的高いのかと分析をしている。一番下の考察のところ書かせてもらったが、壮

年層や高齢者層のボリュームゾーンは20時までのところだが、若者層については、22時までに及ぶまでボリュームゾーンが続いていると評価をしている。

次の5ページ目である。こちらは受付方法別の要望する利用時間として、各館での窓口で受け付けたものと、インターネットの回答ということ进行分析させてもらっている。こちらについては、考察のところでは書かせてもらっているが、各館窓口のボリュームゾーンは20時までのところだが、インターネットの回答者は22時に及ぶまでボリュームゾーンが続いているという形である。いわゆるインターネットの回答者は来館したくても、来館できないという方々が含まれている可能性が高い。いわゆる潜在的な利用者が含まれている可能性が高いと評価をさせてもらっている。

最後についてだが、6ページになるが、居住地別の要望する利用時間というところで、こちらについては、多摩市外の方が夜遅くまで利用したい可能性があるかと捉えさせてもらっている。これらの結果を受けて、我々のほうでは、中央図書館の開館時間について今検討を進めていて、いわゆる利用者のニーズが、ボリュームゾーン20時までというところがわかったので、開館時間の検討に際しては、20時までもしくは20時半までなど、いろいろ考慮しながら検討を進めているところである。

説明は以上である。

三階委員長  
大野委員

市側の説明は終わった。質疑はないか。

ホームページからもアンケートは回答はできたが、図書館に用紙は置いてあったわけである。だから、こんなことを言っただけではあれだが、今図書館に行っている方はこれを答えるということはできたのかもしれないが、今いろいろな事情で行けなくて本当は行きたいと。今ちょっとお話が出た中で、潜在的な要望がある方。例えばお仕事をされて、通勤で通われてなかなか図書館が空いている時間を利用できないという方の意向というのが、いろいろ推測はできるかもしれないが、なかなか生の声が聞けてないのかという気がする。今いる固定の図書館で利用されている方はどうしてもシニアの方が多いのかという印象はあるが、それに従ってこういうことになるというか、例えば8時までが現状だからそれに合わせて大丈夫なのかなみたい

な雰囲気は今伝わったが、本当にそういうことだけでいいのかどうかというのは、どのように今捉えていらっしゃるのだろうか。

萩野中央図書館整備担当課長 ご質問ありがとうございます。確かに、非来館者のニーズというのを把握することは我々も難しいと考えている。そのため、今回のアンケート調査についても、アンケートの開始当初にツイッターやLINEで呼びかけるなどして、このアンケート用紙と併せてインターネットの回答フォームを載せて、多くの方々に関心を持っていただきたいと思って調査をさせてもらったところである。なかなか開館時間の検討に際して、非来館者の方々全てのニーズを吸い込むことは難しいということも確かに感じているが、それらも含めて開館時間の検討に反映させていきたいなと思っているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件について終わる。

鈴木教育部長 最後に1件、協議案件ではないが、ご報告である。来年の3月、4月、本年度末の卒業式、それから新年度の入学式について検討状況をご報告、口頭でさせていただきます。

現在来賓を入れて実施できる方向で教育委員会としては進めている。今年度の入学式あるいは昨年度の卒業式は、我々教育委員会事務局、市長等も含めて来賓なしという対応をさせていただいたが、現状の感染状況に鑑むと、3密を避けてコンパクトに実施するという方向の中で、ご来賓をお呼びするという方向で準備を進めている。ただし、年明け第6波という話もある。今後コロナの感染状況に変化があれば、場合によって方向転換する場合もあるが、現状では、市議の皆さん含めてご案内できるようにということで進めているので、ご了解いただきたい。

三階委員長 ありがとう。

(協議会終了)

---

午後 3時30分 再開

三階委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開く。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 3時30分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

三 階 道 雄